

＊北海道公報

発行 北海道
(総務部法制文書課)
電話 011-231-4111
(内線 22-264)
FAX 011-232-1385
印刷 富士プリント(株)

目次

目次	ページ
規 則	
○北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則..... (空港港湾課)	205
訓 令	
○北海道麻薬司法警察手帳規程の一部を改正する訓令..... (医務薬務課)	206
告 示	
○特定調達契約に係る落札者等の公示..... (広報広聴課)	207
○記念保護樹木の指定..... (自然環境課)	207
○狩猟鳥獣の捕獲の禁止及び制限..... (自然環境課)	207
○特定鳥獣の捕獲の制限..... (自然環境課)	208
○平成15年度道指定鳥獣保護区の指定..... (自然環境課)	208
○平成15年度道指定鳥獣保護区の更新..... (自然環境課)	209
○平成15年度道指定鳥獣保護区特別保護地区の指定..... (自然環境課)	214
○平成15年度休猟区の指定..... (自然環境課)	218
○平成15年度銃猟禁止区域の指定..... (自然環境課)	219
○有害興行の指定..... (生活文化・青少年室)	220
○特定非営利活動法人の設立の認証申請..... (生活振興課)	220
○生活保護法による指定医療機関の取消し..... (保護課)	221
○大規模小売店舗立地法による市町村等の意見..... (地域産業課)	221
○土地改良区の役員の住所変更の届出..... (土地改良指導課)	221
○土地改良事業計画の変更申請の適否の決定..... (土地改良指導課)	221
○道営土地改良事業変更計画の決定..... (土地改良指導課)	221
○第11次定置漁業権漁場計画の樹立 (2件)..... (漁業管理課)	221
○道路の区域の変更..... (道路整備課)	222
○道路の供用の開始..... (道路整備課)	222
○道路の区域の変更及び供用の開始..... (道路整備課)	223
○海岸保全区域の知事管理区域の一部改正..... (砂防災課)	223
○札幌圏年計画公聴会の開催..... (都市計画課)	223
○函館圏年計画公聴会の開催..... (都市計画課)	225
○土地区画整理組合の解散の認可..... (都市環境課)	226

支庁告示

- 貸金業者の営業所又は事務所所在地等の不確知..... 226
- 都市計画法による開発行為に関する工事の完了 (2件)..... 227

札幌医科大学告示

- 一般競争入札の実施..... 228

道企業局管理規程

- 北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程及び北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程..... 229

道農業大学校告示

- 一般競争入札の実施..... 231

道人事委員会規則

- 北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則及び北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則..... 232
- 不利益処分についての不服申立てに関する規則..... 234

道人事委員会告示

- 不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手續に必要な審査請求書その他の書面の様式の指定..... 241

道監査委員訓令

- 北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令..... 245

道監査委員告示

- 北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の一部改正..... 246
- 北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正..... 247

道公安委員会規則

- 北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則の一部を改正する規則..... 248
- 公安委員会の文書の管理に関する規則の一部を改正する規則..... 248

道警察本部告示

- 刊行物等による情報提供推進要綱の一部改正..... 250

規 則

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道規則第111号

北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則
 北海道空港条例施行規則（昭和50年北海道規則第12号）の一部を次のように改正する。
 附則第3項第1号中「及び北海道空港条例施行規則の一部を改正する規則（平成9年北海道規則第163号）附則第2項の規定」を削り、「3分の2」の次に「（国際航空運送事業（路線を定めて一定の日時により航行する航空機により行うものを除く。）に従事する航空機にあっては、2分の1）」を加える。

附則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

訓 令

北海道訓令第21号

保健福祉部
麻薬取締員

北海道麻薬司法警察手帳規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道麻薬司法警察手帳規程の一部を改正する訓令
 北海道麻薬司法警察手帳規程（昭和28年北海道訓令第43号）の一部を次のように改正する。
 題名を次のように改める。

北海道麻薬取締員証規程

第1条から第3条までを次のように改める。

（趣旨）

第1条 この訓令は、麻薬取締員に貸与する麻薬取締員証に関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この訓令において「麻薬取締員証」とは、本体、身分証及び記章をいう。

（麻薬取締員証）

第3条 麻薬取締員証の制式は、別記のとおりとする。

第4条を削る。

第5条の見出しを「（身分証及び記章の提示）」に改め、同条中「恒久用紙の表面」を「身分証及び記章」に改め、同条を第4条とする。

第6条の見出しを「（麻薬取締員証の携帯）」に改め、同条中「手帳」を「麻薬取締員証」に改め、同条を第5条とする。

第7条の見出しを「（届出）」に改め、同条中「手帳」を「麻薬取締員証」に改め、同条

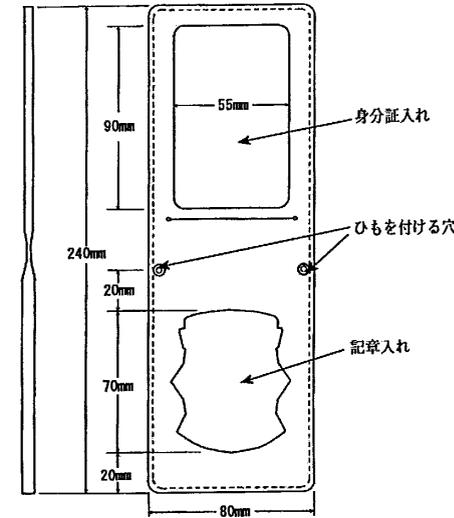
を第6条とする。

第8条中「手帳」を「麻薬取締員証」に改め、同条を第7条とする。

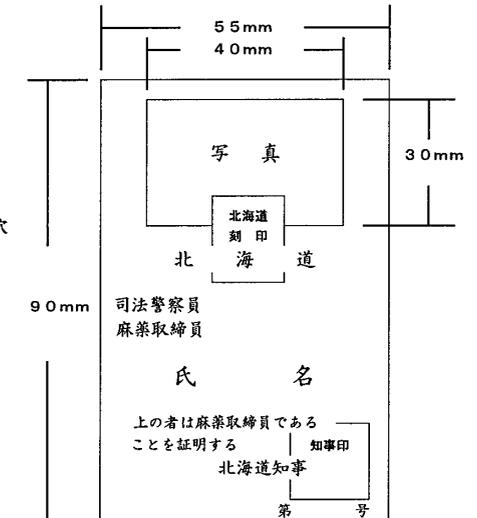
別記第2を削り、別記第1を次のように改める。

別記（第3条関係）

本体



身分証



記章



備考

- 1 本体は、黒色革製二つ折りとし、ひもを付ける穴を設ける。
- 2 身分証入れは、無色透明のプラスチック製とし、身分証に表示された事項を外側から確認できるものとする。

3 身分証には、脱帽上半身正面の写真を印刷し、又ははり付け、氏名を記し、北海道名の刻印及び知事印を押すものとする。ただし、当該写真を印刷した場合は、北海道名を刻印することを要しない。

4 記章は、金属製とし、「麻薬取締員」及び「NARCOTICS CONTROL OFFICER」の文字を黒色、その他の部分を金色又は銀色で表示する。

附 則

- 1 この訓令は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この訓令の施行の際現にこの訓令による改正前の北海道麻薬司法警察手帳規程の規定により貸与を受けている麻薬司法警察手帳は、道に返納しなければならない。

告 示

北海道告示1719号

次のとおり随意契約の相手方を決定した。

平成15年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 特定役務の名称及び数量
 - (1) 名 称 平成15年度広報誌「ほっかいどう」制作業務
 - (2) 数 量 7,274,000部
- 2 契約の相手方を決定した日
平成15年9月9日
- 3 契約の相手方の氏名及び住所
 - (1) 氏 名 株式会社電通北海道
 - (2) 住 所 札幌市中央区大通西5丁目11番地1
- 4 契約金額
147,285,076円
- 5 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 6 随意契約によった理由
地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第10条第1項第1号の規定による。
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - (1) 名 称 北海道総合企画部政策室広報広聴課
 - (2) 所在地 札幌市中央区北3条西6丁目

北海道告示第1720号

北海道自然環境等保全条例（昭和48年北海道条例第64号）第23条第1項の規定により、記念保護樹木を次のとおり指定する。

その所在地を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び北海道釧路支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

名	称	所 在 地	指 定 の 目 的
川湯小学校のハルニレ		川上郡弟子屈町 川湯温泉4丁目71番5	地域の歴史を記す記念樹木として後世に伝えるとともに、道内でも稀なハルニレの大樹であり、川湯地区のシンボルとして保護保全を図る。
川湯神社のミズナラ		川上郡弟子屈町 川湯温泉3丁目3番	地域の歴史を記す記念樹木として後世に伝えるとともに、道内でも有数のミズナラの大樹であり、川湯地区のシンボルとして保護保全を図る。

北海道告示第1721号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第12条第2項の規定により、次のとおり狩猟鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下同じ。）を禁止及び制限する。

平成15年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 捕獲を禁止及び制限する狩猟鳥獣の種類
ニホンジカ
- 2 捕獲の禁止の内容
 - (1)ア 捕獲を禁止する期間 平成15年10月1日から31日まで
 - イ 捕獲を禁止する区域 北海道の区域
 - (2)ア 捕獲を禁止する期間 平成15年11月1日から平成16年1月31日まで
 - イ 捕獲を禁止する区域 別表1のとおり
 - (3)ア 捕獲を禁止する期間 平成16年1月1日から31日まで
 - イ 捕獲を禁止する区域 別表2のとおり
- 3 捕獲の制限の内容
 - (1)ア 捕獲を制限する期間 平成15年11月1日から平成16年1月31日まで
 - イ 捕獲を制限する区域 別表3のとおり
 - ウ 捕獲の制限の内容
一人一日当たり1頭までのオスジカの捕獲を認める。ただし、同一日に、別表2、別表4及び別表5の区域においてオスジカを捕獲した場合、この地域でのシカの捕獲を禁止する。

（「別表1」から「別表5」までは、省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境室自然環境課及び各支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1722号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第14条第2項の規定により、次のとおり同法12条第1項に基づく特定鳥獣の捕獲（殺傷を含む。以下同じ。）の制限を解除する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 捕獲の制限を解除する特定鳥獣の種類

ニホンジカ

2 捕獲の制限の解除の内容

(1)ア 捕獲の制限を解除する区域 別表1のとおり

イ 捕獲の制限の解除の内容

平成15年11月1日から平成16年1月31日までの間、1人1日当たり3頭までの捕獲を認める。ただし、1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。また同一日に別表2、別表3又は別表4の区域においてオスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカの捕獲を禁止し、メスジカ2頭までの捕獲を認める。また、同一日に別表2又は別表3の区域においてメスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカ、メスジカ各1頭若しくはメスジカ2頭までの捕獲を認める。さらに、同一日に、別表2又は別表3の区域においてメスジカを2頭捕獲した場合は、この区域でのシカ1頭までの捕獲を認める。なお、同一日に、別表2又は別表3の区域においてオスジカ、メスジカ各1頭を捕獲した場合は、この区域でのメスジカ1頭までの捕獲を認め、オスジカの捕獲を禁止する。

(2)ア 捕獲の制限を解除する区域 別表2のとおり

イ 捕獲の制限の解除の内容

平成15年11月1日から平成16年1月31日までの間、1人1日当たり2頭までの捕獲を認める。ただし、1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。また、同一日に別表1、別表3又は別表4の区域においてオスジカを捕獲した場合は、この区域でのオスジカの捕獲を禁止し、メスジカ1頭までの捕獲を認める。また、同一日に別表1又は別表3の区域においてメスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域での1頭までの捕獲を認める。さらに、同一日に別表1、別表3又は別表4の区域においてシカを合計2頭以上捕獲した場合は、この区域での捕獲を禁止する。

(3)ア 捕獲の制限を解除する区域 別表3のとおり

イ 捕獲の制限の解除の内容

平成15年11月1日から平成15年12月31日までの間、1人1日当たり3頭までの捕獲を認める。ただし、1人1日当たり1頭を超えてのオスジカの捕獲を禁止する。ただし、同一日において別表1、別表2又は別表4の区域においてオスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカの捕獲を禁止し、メスジカ2頭までの捕獲を認める。また、同一日において別表1又は別表2の区域においてメスジカ1頭を捕獲した場合は、この区域でのオスジカ、メスジカ各1頭若しくはメスジカ2頭までの捕獲を認める。さらに、同一日において、別表1又は別表2の区域においてメスジカを2頭捕獲した場合は、この区域でのシカ1頭までの捕獲を認める。なお、同一日において、別表1又は別表2の区域においてオスジカ、メスジカ各1頭を捕獲した場合は、この区域でのメスジカ1頭までの捕獲を認め、オスジカの捕獲を禁止する。

（「別表1」から「別表4」までは省略し、その関係書類を北海道環境生活部環境室自然環境課及び各支庁地域政策部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第1723号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を指定したので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1 名称 兜沼鳥獣保護区

2 区域 天塩郡豊富町字兜沼に所在する兜沼中央排水右岸と北海道旅客鉄道株式会社用地との交点を起点とし、この点から同鉄道用地界に沿って同町字上サロベツ713番7との境界線に至り、この点から同地番、1071番1、8、7、7247番、1113番1、5562番3、1、7719番1、5612番1、7720番1、9462番、7867番10、18、9の各地番界の境界に沿って進み、さらにそのまま見通して兜沼幹線排水右岸との交点に至り、この点から同排水及び沼向排水路右岸に沿って進み兜沼サイクリングロードとの交点に至り、この点から同サイクリングロードに沿って兜沼中央排水右岸との交点に至り、この点から同排水右岸に沿って進み起点に至る線に囲まれた区域

3 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

4 鳥獣保護区の保護に関する指針

(1) 鳥獣保護区の指定目的

兜沼はガンカモ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、とりわけ

ヒシクイの渡来地として重要である。また、アカエリカイツブリをはじめとする水禽類の繁殖が見られるほか、沼周辺部は草原性及び森林性の鳥類の生息地となっている。そのため集団渡来地の保護区として道指定鳥獣保護区に指定し、その保全を図るものである。

(2) 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

北海道告示第1724号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第7項の規定に基づき、次のように鳥獣保護区を更新したので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名称 大島鳥獣保護区
- (2) 区域 松前郡松前町に所在する大島の区域
- (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

大島は、火山活動の影響を受けた植生遷移や、高山植物の分布など特異な植生が見られ、また、渡り鳥の中継地として多数の種類が記録されているほか、とりわけオオミズナギドリ最北限の繁殖地として貴重な存在である。さらにこれらの自然環境が、人為的影響がきわめて少ない状態で保全されていることが注目されている。

そのため昭和58年10月に、集団繁殖地の保護区として道指定鳥獣保護区に指定し、その保全を図ってきたところであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣保護区の更新を行うものである。

イ 管理方針

避難漁港工事、漁業関係者による避難漁港の利用及び灯台の管理以外、基本的には外部からの人の進入が無い場合、不必要な人の進入やそれに伴う外来生物の進入が起らないよう、関係各機関等と協力しつつ適切な対処に努める。

道立自然公園及び国の天然記念物に指定されていることから、関係各機関等と協力しつつ、適切な保護管理に努める。

- 2(1) 名称 ビリカダム鳥獣保護区
- (2) 区域 瀬棚郡今金町に所在する函館開発建設部ビリカダム管理に用する河川区域番号1番を起点とし、この点から同番号をつなぐ線を順に進み841番に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域のうち国道230号の道路敷地を除いた区域
- (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

当該地域は、瀬棚郡今金町の北東部に位置し、大半を国有林に取り囲まれているダム湖である。

ダム湖周辺にはヤマゲラ、アカゲラ、ヒガラ等の鳥類が生息しており、また平成3年の秋にダムが完成して以来、渡り鳥が多数渡来してきており、重要な中継地となっているため、平成5年に集団渡来地の保護区として鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

- 3(1) 名称 恵岱別鳥獣保護区
- (2) 区域 雨竜郡北竜町に所在する国有林空知森林管理署北空知支署446林班のうちいからる及びいからハの各小班、448林班並びに449林班の区域
- (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
- (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、恵岱別川に注ぐ多くの細流のある変化に富んだ地形であるなど、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

4(1) 名 称 占冠鳥獣保護区

(2) 区 域 勇払郡占冠村字ニニウ3205番並びに国有林上川南部森林管理署1266林班及び1267林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、カツラ、ヤチダモ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

5(1) 名 称 幾寅鳥獣保護区

(2) 区 域 空知郡南富良野町に所在する国有林上川南部森林管理署120林班及び121林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、カツラ、ヤチダモ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

6(1) 名 称 朝日鳥獣保護区

(2) 区 域 上川郡朝日町に所在する国有林上川北部森林管理署朝日事務所160林班及びイ小班、161並びに162林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、シナノキ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、岩尾内湖に接し区域内に溪流も多く、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

7(1) 名 称 風連鳥獣保護区

(2) 区 域 上川郡風連町に所在する国有林上川北部森林管理署1142林班及び1143林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、シナノキ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、隣接した御料貯水池に流れる溪流も多く、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

8(1) 名 称 藤山鳥獣保護区

(2) 区 域 留萌市に所在する国有林留萌南部森林管理署189林班から191林班までの区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、シラカンバ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、優れた林相を持ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

9(1) 名称 達布鳥獣保護区

(2) 区域 留萌郡小平町に所在する国有林留萌南部森林管理署1166林班及び1168林班から1170林班までの区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

10(1) 名称 羽幌鳥獣保護区

(2) 区域 苫前郡羽幌町に所在する国有林留萌北部森林管理署2190林班、2191林班及び2197林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

11(1) 名称 枝幸鳥獣保護区

(2) 区域 枝幸郡枝幸町に所在する国有林宗谷森林管理署枝幸事務所156及び157林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

比較的急斜面になった地形で、林相は、大部分がミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹で、これにトドマツ、エゾマツの針葉樹が混交している天然性の針広混交林である。森林の環境は良好であり、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

12(1) 名称 声問大沼鳥獣保護区

(2) 区域 稚内市大字声問村字サラキトオマナイ966番1から3まで、2888番の一部、大字声問村字下声問原野5914番1の一部、5915番、6099番2、4、6100番1、4、5、6101番1、2、6104番1、2、8215番、8216番、8221番、8235番、8236番、8322番、大字声問村字サラキトマナイ6642番1から9まで、6643番1から4まで、6645番、6646番1、2、6647番から6653番まで、大字声問村字声問6938番2、3の一部、6956番の一部、6957番から6959番まで、大字声問村字下声問原野4755番2、6100番4、5914番1、6104番1、8215番、8216番、8235番に接する声問川（河川敷地を含む。）、大字声問村字サラキトマナイ6651番、6652番に接するサラキトマナイ川（河川敷地を含む。）、大字声問村字サラキトマナイ6649番、6650番に接する西一号川（河川敷地を含む。）、大字声問村所在の大沼（河川敷地を含む。）の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

声問大沼はハクチョウ類をはじめとする渡り鳥の中継地として重要な湖沼であり、とりわけコハクチョウの渡来地として重要である。沼周辺部はノゴマ、ココシキリ等の草原性の鳥類の生息地となっている。そのため集団渡来地の保護区として平成5年に道指定鳥獣保護区に指定している。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

13(1) 名 称 武利鳥獣保護区

(2) 区 域 紋別郡丸瀬布町に所在する国有林網走西部森林管理署1088林班及び1089林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の針広混交林からなる、標高800～1,200mの森林地帯であり、武利川本流が流れるなど鳥獣の優れた生息地であることから、鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

14(1) 名 称 瀬戸瀬鳥獣保護区

(2) 区 域 紋別郡遠軽町に所在する国有林網走西部森林管理署113林班及び114林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の広葉樹を中心とした天然林からなる、標高約500mの丘陵地であり、区域に沿って湧別川本流が流れるなど鳥獣の優れた生息地であることから、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定さ

れている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

15(1) 名 称 呼人鳥獣保護区

(2) 区 域 網走市に所在する国有林網走南部森林管理署126及び127林班並びに網走湖河川敷地のうち上記の区域に隣接する区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、シナノキ、ヤチダモ等の針広混交林であり、全域が網走国定公園に含まれる。網走湖に面しており鳥類の優れた生息地であることから、鳥獣の保護を図るため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

16(1) 名 称 興部鳥獣保護区

(2) 区 域 紋別郡興部町に所在する道有林野網走西部管理区116林班及び117林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の針広混交林からなる、標高400～800mの山稜地であり、班溪川の支流が流れるなど鳥獣の優れた生息地である

ため、野生鳥獣の保護を図るため、昭和58年に森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

17(1) 名 称 ピヤシリ鳥獣保護区

(2) 区 域 紋別郡雄武町に所在する道有林雄武経営区274林班04、29、31から33まで及び96の各小班、275林班03、04、32及び39の各小班、279林班07小班、280林班03及び04の各小班並びに286林班15小班的区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、カンパ類、シナノキ等の針広混交林からなる、標高800m前後の山稜地である。

優れた天然林であり、区域内に湿原も含む。また、松山ピヤシリ道自然環境保全地域に含まれているなど鳥獣の優れた生息地であるため、野生鳥獣の保護を図るため、昭和58年に森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

18(1) 名 称 アポイ岳鳥獣保護区

(2) 区 域 様似郡様似町に所在する日高山脈襟裳国定公園アポイ岳特別保護地区（昭和56年10月環境庁告示第86号）の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

様似町に所在するアポイ岳（標高810m）からピンネシリ（標高958m）に至る南北に細長い山稜地帯であり、全域が日高山脈襟裳国定公園特別保護地区である。

ナナカマド、ハイマツ、ダケカンパなどの樹木が生育するとともに、カンラン岩を主とする土壌により、中央部にはヒダカソウ、エゾコウゾリナ、アポイカンパなどの特異な種類を含む高山植物群落が形成されている。また、各所に岩礫地帯が見られる

など、鳥獣の生息に良好な環境となっている等、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、昭和58年に森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

15の(4)のイに同じ。

19(1) 名 称 豊似湖鳥獣保護区

(2) 区 域 幌泉郡えりも町に所在する日高山脈襟裳国定公園豊似湖第2種特別地域（昭和56年10月環境庁告示第86号）の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ等の針葉樹とミズナラ、カツラ、シナノキなどの広葉樹との混交林となっており、全域が日高山脈襟裳国定公園特別保護地区である。溪流が流れ、岩礫地帯が散在するなど、多様な地形であるため、森林性鳥獣の生息環境として好適であり、昭和58年に森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

15の(4)のイに同じ。

20(1) 名 称 歴舟川鳥獣保護区

(2) 区 域 広尾郡大樹町に所在する国有林十勝西部森林管理署大樹森林管理センター15林班のうち、ろ、ろ₁からろ₄まで、は及びにの各小班並びに31林班のうち、いからへまで及び口の各小班的区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

針葉樹を主体とした針広混交林は林相の変化に富み、鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

- 21(1) 名 称 雌阿寒鳥獣保護区
 (2) 区 域 足寄郡足寄町に所在する国有林十勝東部森林管理署55林班タ小班並びに56林班のうち、い、い₁、ろからへまで、へ₁からへ₃まで、イからニまで、ニ₁、ホ、へ、ト、ト₁、チからルまで、ワ及びオの各小班の区域
 (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
 (4) 保護に関する指針
 ア 鳥獣保護区の指定目的
 針広混交樹林から高山植生に至る、多様かつ原始性の高い植生で構成され、全域が阿寒国立公園に含まれる。エゾライチョウやエゾシカなど多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。
 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
 イ 管理方針
 15の(4)のイに同じ。

- 22(1) 名 称 上茶路鳥獣保護区
 (2) 区 域 白糠郡白糠町に所在する国有林根釧西部森林管理署1057林班から1059林班及び1064林班の区域
 (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
 (4) 保護に関する指針
 ア 鳥獣保護区の指定目的
 トドマツ、エゾマツ、カンバ類、カツラを中心とする樹種で構成された針広混交林は良好な林相を保ち、鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。
 現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。
 イ 管理方針
 2の(4)のイに同じ。

- 23(1) 名 称 ペンケトー鳥獣保護区
 (2) 区 域 阿寒郡阿寒町に所在する国有林根釧西部森林管理署2123林班の区域

- (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

- (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、カンバ類、ミズナラを中心とする樹種で構成された針広混交林からなり、全域が阿寒国立公園に含まれる。良好な林相を保ち、鳥獣の優れた生息地であることから、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

15の(4)のイに同じ。

- 24(1) 名 称 尾幌鳥獣保護区
 (2) 区 域 釧路郡釧路町に所在する国有林根釧西部森林管理署7林班のうち、口からホの各小班を除く区域
 (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
 (4) 保護に関する指針

ア 鳥獣保護区の指定目的

トドマツ、カシワ、ミズナラ、エゾイタヤ等で構成された針広混交林であり、厚岸道立自然公園に含まれる。良好な林相を保ち、鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区に移管）。

現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の保護を図るため、鳥獣保護区の指定を更新する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

道立自然公園条例により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

北海道告示第1725号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項の規定に

基づき、次のように鳥獣保護区特別保護地区を指定したので、同条第4項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1(1) 名称 大島特別保護地区
- (2) 区域 道指定大島鳥獣保護区の全域
- (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

大島は、火山活動の影響を受けた植生遷移や、高山植物の分布など特異な植生が見られ、また、渡り鳥の中継地として多数の種類が記録されているほか、とりわけオオミズナギドリの最北限の繁殖地として貴重な存在である。さらにこれらの自然環境が、人為的影響がきわめて少ない状態で保全されていることが注目されている。

そのため昭和58年10月に、集団繁殖地の保護区として道指定鳥獣保護区及び特別保護地区を指定し、その保全を図ってきたところであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き特別保護地区の指定を行うものである。

イ 管理方針

避難漁港工事、漁業関係者による避難漁港の利用及び灯台の管理以外、基本的には外部からの人の進入が無い場合、不必要な人の進入やそれに伴う外来生物の進入が起こらないよう、関係各機関等と協力しつつ適切な対処に努める。

道立自然公園及び国の天然記念物に指定されていることから、関係各機関等と協力しつつ、適切な保護管理に努める。

- 2(1) 名称 恵岱別特別保護地区
- (2) 区域 道指定恵岱別鳥獣保護区のうち、国有林空知森林管理署北空知支署446林班い小班の区域
- (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、恵岱別川に注ぐ多くの細流のある変化に富んだ地形であるなど、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別

保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

- 3(1) 名称 占冠特別保護地区
- (2) 区域 道指定占冠鳥獣保護区のうち、勇払郡占冠村字ニノウ3205番並びに国有林上川南部森林管理署1266林班い、八及びへ小班の区域
- (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、カンバ類、カツラ、ヤチダモ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている(昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管)。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

- 4(1) 名称 幾寅特別保護地区
- (2) 区域 道指定幾寅鳥獣保護区のうち、国有林上川南部森林管理署121林班い小班の区域
- (3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで(20年間)
- (4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ヤチダモ、カツラ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護

区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

5(1) 名 称 朝日特別保護地区

(2) 区 域 道指定朝日鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署朝日事務所160林班い及びイ小班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、シナノキ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、岩尾内湖に接し区域内に溪流も多く、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

6(1) 名 称 風連特別保護地区

(2) 区 域 道指定風連鳥獣保護区のうち、国有林上川北部森林管理署1143林班い及びに小班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、ミズナラ、シナノキ等からなる針広混交林で、優れた林相を持ち、隣接した御料貯水池に流れる溪流も多く、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定さ

れたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

7(1) 名 称 藤山特別保護地区

(2) 区 域 道指定藤山鳥獣保護区のうち、国有林留萌南部森林管理署189林班い小班、イ小班及びび口小班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、シラカンバ、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、優れた林相を持ち、森林性鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

8(1) 名 称 達布特別保護地区

(2) 区 域 道指定達布鳥獣保護区のうち、国有林留萌南部森林管理署1169林班い及びび口小班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

- 9(1) 名称 羽幌特別保護地区
(2) 区域 道指定羽幌鳥獣保護区のうち、国有林留萌北部森林管理署2191林班及び二小班の区域
(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等からなる天然性の針広混交林であり、溪流も多く、森林性鳥獣の生息環境として良好なため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

- 10(1) 名称 枝幸特別保護地区
(2) 区域 道指定枝幸鳥獣保護区のうち、国有林宗谷森林管理署枝幸事務所157林班ろ小班の区域
(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

比較的急斜面になった地形で、林相は、大部分がミズナラ、カンバ類、シナノキなどを中心とした広葉樹で、これにトドマツ、エゾマツの針葉樹が混交している天然性の針広混交林である。森林の環境は良好であり、森林性鳥獣の生息環境として好適なため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

- 11(1) 名称 ビヤシリ特別保護地区
(2) 区域 道指定ビヤシリ鳥獣保護区のうち、道有林雄武経営区275林班04小班及び280林班04小班の区域
(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）
(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツを主体とし、ミズナラ、カンバ類、シナノキ等の針広混交林からなる、標高800m前後の山稜地である。

優れた天然林であり、区域内に湿原も含む。また、松山ビヤシリ道自然環境保全地域に含まれているなど鳥獣の優れた生息地であるため、野生鳥獣の保護を図るため、森林鳥獣生息地の保護区として昭和58年に鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている。

このたび、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

- 12(1) 名称 歴舟川特別保護地区
(2) 区域 道指定歴舟川鳥獣保護区のうち、国有林十勝西部森林管理署大樹森林管理センター31林班に小班の区域
(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）
(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

針葉樹を主体とした針広混交林は林相の変化に富み、鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

- 13(1) 名称 雌阿寒特別保護地区
(2) 区域 道指定雌阿寒鳥獣保護区のうち、足寄郡足寄町に所在する国有林十勝東部森林管理署56林班のうち、に、ほ及びワの各小班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

針広混交樹林から高山植生に至る、多様かつ原始性の高い植生で構成され、エゾライチョウやエゾシカなど多様な鳥獣が生息しているため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

定期的に巡視を実施するなどにより鳥獣の生息状態を確認し、また、違法行為や鳥獣の生息を阻害する行為の防止に努めるなど、鳥獣の安定した生息が図られるよう適切な管理に努める。

自然公園法により定められる公園計画との連携等を考慮し、自然とのふれあいの場、環境学習の場として活用を図る。

農林業被害や人身事故の危険を踏まえた有害鳥獣捕獲の申請に対しては、被害等の事情を十分考慮し、適切に対応する。

14(1) 名 称 上茶路特別保護地区

(2) 区 域 道指定上茶路鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署1058林班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、エゾマツ、カンバ類、カツラを中心とする樹種で構成された針広混交林は良好な林相を保ち、鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

2の(4)のイに同じ。

15(1) 名 称 尾幌特別保護地区

(2) 区 域 道指定尾幌鳥獣保護区のうち、国有林根釧西部森林管理署7林班のうち、ほからりまで、わ及びわ₁の各小班の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成35年9月30日まで（20年間）

(4) 保護に関する指針

ア 特別保護地区の指定目的

トドマツ、カシワ、ミズナラ、エゾイタヤ等で構成された針広混交林は良好な林相を保ち、鳥獣の優れた生息地であるため、当初林野庁により森林鳥獣生息地の保護区として鳥獣保護区及び特別保護地区に指定されている（昭和58年に道指定鳥獣保護区及び特別保護地区に移管）。

当該地域は、特に鳥獣の生息地として良好な環境であるため特別保護地区に指定されたものであり、現在の存続期間の満了に当たり、引き続き鳥獣の生息環境を保全するため、特別保護地区を指定する。

イ 管理方針

13の(4)のイに同じ。

北海道告示第1726号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第34条第1項の規定に基づき、次のとおり休猟区を指定したので、同条第3項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 名 称 大成休猟区

(2) 区 域 久遠郡大成町の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成17年9月30日まで（2年間）

2(1) 名 称 赤井川休猟区

(2) 区 域 余市郡赤井川村の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成18年9月30日まで（3年間）

3(1) 名 称 羽幌東部休猟区

(2) 区 域 苫前郡羽幌町に位置する道道上遠別霧立線と初山別村の境界線との交点を起点とし、この点から羽幌町と初山別村との境界線を北へ進み羽幌町と遠別町との境界線に至り、同境界線を南西に進み羽幌町と幌加内町と

の境界線に至り、同境界線を南へ進み羽幌町と苫前町との境界線に至り、同境界線を北西へ進み道道羽幌原野古丹別停車場線との交点に至り、同道道を北へ進み道道上羽幌羽幌停車場線との交点に至り、同道道を東へ進み道道上遠別霧立線との交点に至り、同道道を北へ進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成18年9月30日まで（3年間）

北海道告示第1727号

鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項の規定に基づき、次のとおり銃猟禁止区域を指定したので、同条第12項において準用する同法第34条第3項の規定により告示する。

その区域を表示した図面は、北海道環境生活部環境室自然環境課及び関係支庁に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

1(1) 名称 茂辺地銃猟禁止区域

(2) 区域 上磯郡上磯町茂辺地に所在する国道228号線と茂辺地川左岸（河川区域を含む。）との交点を起点として、この点から同川左岸（河川敷を含む。）を上流に進みJ R江差線との交点に至り、この点から同J R線を南西に進み同川河川管理用道路との交点に至り、この点から同道路を南東に進み国道288号との交点に至り、この点から同国道を北東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

2(1) 名称 爾波山銃猟禁止区域

(2) 区域 空知郡奈井江町字東奈井江59番地3、59番地4、59番地7、232番地3及び232番地4の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

3(1) 名称 神威岳銃猟禁止区域

(2) 区域 歌志内市字歌神104番地の一部及び字神威280番地の一部並びに字中村83番地の1の一部の区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

4(1) 名称 清陵銃猟禁止区域

(2) 区域 夕張市清水沢清陵町199番地1の北西端と夕張川左岸河川区域界との交点を起点とし、この点から同界を南に進み同町77番地の西端に至り、この点から南清水沢4丁目107番地8の北端に至り、この点から同川右岸河川区域界を北に進み同町2丁目6番地の北東端に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

5(1) 名称 皆楽銃猟禁止区域

(2) 区域 樺戸郡月形町字新生19番地の東端と旧石狩川左岸河川区域界との交点を起点とし、この点から同界を西に進み同町10番地2の東端に至り、この点から同所と同町字皆楽町1516番地1の東端とを結んだ線と旧石狩川右岸河川区域界との交点に至り、この点から同界を東に進み同町1525番地10の南端に至り、この点から起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

6(1) 名称 斜里銃猟禁止区域

(2) 区域 斜里郡斜里町に所在する猿間川右岸と同川水面の境界線と国道244号との交点を起点とし、この点から同境界線を南東に進み同町東一線との交点に至り、この点から同線を南に進み道道越川中斜里停車場線との交点に至り、この点から同道路を西に進み斜里川左岸と同川水面の境界線との交点に至り、この点から同境界線を北に進み国244号との交点に至り、この点から同国道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

7(1) 名称 厚真大沼銃猟禁止区域

(2) 区域 勇払郡厚真町字鹿沼332番地1の南端を起点とし、この点から、同332番地1の南側に接する国有地の外画線を右回りに順次進み起点に至る線に囲まれる区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

8(1) 名称 猿別銃猟禁止区域

(2) 区域 中川郡幕別町字相川の町道南6線と国道38号の交点を起点として、同道路を南東に進み猿別川堤防との交点に至り、この点から同堤防を北西に進み町道南4線との交点に至り、この点から町道東25号と河川敷地界との交点に至り、この点から猿別川河川敷地界を南西に進み道道幕別札内

線との交点に至り、この点から同町道を西に進み町道東17号との交点に至り、この点から同町道を北に進み町道南6線との交点に至り、この点から同町道を東に進み起点に至る線に囲まれた区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

9(1) 名 称 糠平銃獵禁止区域

(2) 区 域 河東郡上士幌町に所在する国有林十勝西部森林管理署東大雪支署60林班ろ₁小班の北端を起点とし、この点から国有林界を南東に進み、56林班い₁小班と55林班い₁小班との交点に至り、この点から同小班界を西に進み国道273号との交点に至り、この点から同国道を北に進み61林班との交点に至り、この点から見通し線で起点に至る線によって囲まれた区域

(3) 存続期間 平成15年10月1日から平成25年9月30日まで（10年間）

北海道告示第1728号

北海道青少年保護育成条例（昭和30年北海道条例第17号）第4条第1項の規定により、次の興行を有害興行として指定する。

平成15年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

興行の種類	興行の題名	制作会社又は配給会社	指定の範囲	指定の理由
映画	ファミリー	松 竹	全部	著しく粗暴性を助長し、性的感情を刺激し、又は道義心を傷つけるもの等であって、青少年の健全な育成を害するおそれがあると認められるため

北海道告示第1729号

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第10条第1項の規定により、次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第2項の規定により公告する。

平成15年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

特定非営利活動法人の名称	代表者の氏名	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的	申請のあった年月日
LIFECARE協会	福崎 靖彦	函館市桔梗1丁目25番6号	この法人は、在宅・施設での介護・援助が必要な高齢者やその家族、その他の援助を必要とする人々に対して、住	平成15. 8.20

北海道環境福祉学研究所	門田 俊宏	札幌市北区北18条西6丁目20番地	民参加の相互扶助の精神に基づき、地域社会に根ざした介護サービスを提供し、又、生活の諸問題の相談への対応と解決を図り、全ての人々が健康で文化的な暮らしが出来る地域社会づくりと社会全体の利益の増進に寄与する事を目的とする。	同 15. 8.25
美幌スカイスポーツ協会	三宮 仁	網走郡美幌町字昭野243番地	この法人は、北海道に住む人々や北海道を訪れる人々に対し、北海道の優れた自然環境をいかしたスカイスポーツの振興に関する事業を行い、航空科学の発展や青少年の健全育成、生涯学習の推進、地域の活性化に寄与することを目的とする。	同
コンフォタブルパワー	山本 英哉	札幌市中央区北5条西18丁目1-1	この法人は、フリースクールの運営を中心に、子供達主体のスクール作りや、スクールにさえることができない子供達への教育サポート、保護者の方への相談と情報提供活動を通して、社会生活に適応できる人間の育成と、自由な発想から様々なケースに順応できる人間の育成を目指すことで、青少年の健全な育成に寄与することを目的とする。	同
NPO電子申請普及協会	今村 恒雄	札幌市中央区南1条西9丁目6番1号 南1条グラウンドハイツ610	この法人は、一般市民、団体、企業等に対して、政府行政の推進する電子申請制度の普及、啓蒙、促進に関する事業を行い、電子申請の周知教育、円滑な運用を推進サポートし、以って、行	同 15. 8.28

政と市民生活および企業活動の効率的かつ適切な社会関係の確立に貢献し、地域社会経済の発展に寄与することを目的とする。

北海道告示第1730号

生活保護法（昭和25年法律第144号）第51条第2項の規定により、次のとおり指定医療機関の指定を取り消した。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- | | |
|---------------|------------------|
| 1 医療機関の名称 | 医療法人社団全人会 菊地記念病院 |
| 2 所在地 | 紋別郡遠軽町大通北1丁目3 |
| 3 取消しの効力発生年月日 | 平成15年9月22日 |

北海道告示第1731号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第8条第2項の規定により述べられた意見の概要は、次のとおりである。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームック倶知安店・マックスバリュ倶知安店
虻田郡倶知安町南11条西1丁目46番1号ほか
- 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名
ホームック株式会社 代表取締役社長 前田 勝敏
札幌市厚別区厚別中央3条2丁目1番41号
マックスバリュ北海道株式会社 代表取締役 村中 誠二
札幌市中央区北8条西21丁目1番10号
佐々木洋一 虻田郡倶知安町南11条西1丁目42番地2
- 同法第8条第2項の規定により述べられた意見の概要
 - 店舗に接する国道5号及び道道343号の道路交通安全対策について十分な検証をし、改善すること
 - 店舗駐車場出入口による交通渋滞の緩和策及び交通事故等の危険回避について、真剣に調査し、改善すること
- 意見の縦覧

- 縦覧場所 北海道経済部地域産業課及び北海道後志支庁商工労働課
- 縦覧期間 平成15年9月30日（火）から10月30日（木）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）
- 縦覧時間 午前8時45分から午後5時15分まで

北海道告示第1732号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、共和土地改良区から、次のとおり役員住所変更の届出があった。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- | 理事・氏名 | 住 | 所 |
|-------|---|---|
| 監事の別 | 変 | 更 |
| 理 | 事 | 大 |
| 事 | 本 | 博 |
| 明 | 岩 | 内 |
| | 郡 | 共 |
| | 和 | 町 |
| | 老 | 古 |
| | 美 | 4 |
| | 2 | 番 |
| | 地 | 1 |
| | | 2 |

北海道告示第1733号

土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により、網走川土地改良区を行う土地改良（維持管理）事業の土地改良事業計画の変更の認可の申請を適当と決定した。

その関係書類は、北海道網走支庁に備え置いて、平成15年10月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1734号

道営土地改良（本郷地区ほ場整備〔担い手育成型〕（区画整理、暗きょ、農業用排水、農道））事業の土地改良事業変更計画を定めた。

その関係書類は、北海道胆振支庁に備え置いて、平成15年10月1日から20日間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道告示第1735号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、定置漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。

平成15年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

1 宗谷海区

- (1) 免許予定日 平成16年1月1日
- (2) 申請期間 平成15年9月30日から10月29日午後5時まで
- (3) 存続期間 免許の日から平成20年12月31日まで
(免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、宗谷支庁経済部水産課及び宗谷海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。)

2 檜山海区

- (1) 免許予定日 平成16年1月1日
- (2) 申請期間 平成15年9月30日から10月29日午後5時まで
- (3) 存続期間 免許の日から平成20年12月31日まで
(免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、檜山支庁経済部水産課及び檜山海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。)

3 渡島海区

- (1) 免許予定日 平成16年1月1日
- (2) 申請期間 平成15年9月30日から10月29日午後5時まで
- (3) 存続期間 免許の日から平成20年12月31日まで
(免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、渡島支庁経済部水産課及び渡島海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。)

4 胆振海区

- (1) 免許予定日 平成16年1月1日
- (2) 申請期間 平成15年9月30日から10月29日午後5時まで
- (3) 存続期間 免許の日から平成20年12月31日まで
(免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、胆振支庁経済部水産課及び胆振海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。)

5 根室海区

- (1) 免許予定日 平成16年1月1日
- (2) 申請期間 平成15年9月30日から10月29日午後5時まで
- (3) 存続期間 免許の日から平成20年12月31日まで
(免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、根室支庁経済部水産課及び根室海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1736号

漁業法（昭和24年法律第267号）第11条第1項の規定により、胆振海区における定置漁業の免許について、免許の内容たるべき事項等を次のとおり定めた。
平成15年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 免許予定日 平成16年1月1日
- 2 申請期間 平成15年9月30日から10月29日午後5時まで
- 3 存続期間 免許の日から平成16年12月31日まで
(免許の内容たるべき事項、地元地区及び制限又は条件は、胆振支庁経済部水産課及び胆振海区漁業調整委員会に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第1737号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び次の縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。
平成15年9月30日

北海道知事 高 橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 道路の路線名、縦覧場所及び区域

路線名及び縦覧場所	区 間	変更前後の別	敷地の幅員	延 長	国道等との重複区間
蕨岱国富停車場線 北海道小樽土木現業所	岩内郡共和町梨野舞納1049番1地先から岩内郡共和町梨野舞納314番1地先まで	前	20.00mから26.00mまで	300.00m	—
		後	20.00mから24.50mまで	300.00m	—
中札内インター線 北海道帯広土木現業所	河西郡中札内村大通北1丁目19番1地先(国道236号交点)から河西郡中札内村協和東2線247番1地先まで	前	11.10mから19.50mまで	1,842.03m	国道236号 L = 11.83m
		後	16.92mから33.81mまで	1,986.98m	国道236号 L = 11.83m
川西インター線 北海道帯広土木現業所	帯広市川西町西1線45番2地先(国道236号交点)から帯広市川西町西1線49番13地先まで	前	11.00mから37.50mまで	630.00m	国道236号 L = 10.91m
		後	11.00mから37.50mまで	630.00m	国道236号 L = 10.91m

北海道告示第1738号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次の道路の供用を開始する。
その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び縦覧場所に備え置いて、告示の日から2週間

間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

路線名	供用開始の区間	供用開始の期日	縦覧場所
道道 泉沢新千歳空港線	千歳市泉沢1007番143地先から千歳市平和1006番2地先まで	平成15.10.1	北海道札幌土木現業所
道道 白井川豊浦線	寿都郡黒松内町字赤井川154番7地先から寿都郡黒松内町字赤井川156番地先まで	同 15.10.2	北海道小樽土木現業所
道道 土別インター線	土別市南町東4区469番19地先(一般国道40号交点)から土別市南町東4区1876番13地先まで	同 15.10.4	北海道旭川土木現業所

北海道告示第1739号

道路法(昭和27年法律第180号)第18条第1項の規定により、道路の区域を次のとおり変更し、同条第2項の規定により道路の供用を開始する。

その関係図面は、北海道建設部道路整備課及び北海道帯広土木現業所に備え置いて、告示の日から2週間、一般の縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 道路の種類 道道
- 2 路線名 芽室東四条帯広線
- 3 道路の区域

区間	変更前後の別	敷地の幅員	延長	国道等との重複区間
帯広市西18条南1丁目14番1地先から帯広市西18条南1丁目4番1地先まで	前	10.00mから53.00mまで	413.10m	—
	後	36.00mから58.48mまで	406.00m	—
		37.50mから54.24mまで	406.00m	—

北海道告示第1740号

昭和59年北海道告示第1643号(海岸保全区域の知事管理区域)の一部を次のように改正する。

その関係図面は、北海道建設部砂防防災課及び北海道留萌土木現業所に備え置いて縦覧に供する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

北海道天塩沿岸天塩港海岸保全区域の次に次の事項を加える。

昭和36年北海道告示第1228号(海岸保全区域の指定)の5天塩沿岸海岸保全区域の表天塩沿岸の(8)天塩海岸の天塩町の項海岸保全区域の欄中1の事項のうち、次の①から④までの各点を順次に結んだ線及び①と②とを結んだ線によって囲まれた区域

④ 国土交通省国土地理院二等三角点天塩(北緯44度52分06秒8027、東経141度44分36秒6852)から方向角179度02分18秒の方向72.27メートルの地点

B ④から方向角173度00分12秒の方向93.00メートルの地点

B-1 Bから方向角164度47分25秒の方向183.18メートルの地点

B-2 B-1から方向角165度05分08秒の方向183.50メートルの地点

い B-2から方向角163度43分22秒の方向60.71メートルの地点

ろ いから方向角253度00分06秒の方向198.47メートルの地点

① ろから方向角347度23分15秒の方向520.29メートルの地点

北海道告示第1741号

札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法(昭和43年法律第100号)第16条第1項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 開催の日時
平成15年10月24日(金)午後2時から
- 2 開催の場所
札幌市中央区北2条西7丁目1番地 かでの2・7 かでのホール
- 3 公述の申出
公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年10月17日(金)までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事(札幌市中央区北3条西6丁目(専用郵便番号 060-8588)北海道建設部都市計画課)に提出しなければならない。
- 4 公述人の決定
知事は、3により書面を提出した者の中から公述人を定め、また、必要があると認めるときは、3の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。
- 5 議事の方法
公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則(昭和44年北海道規則第60号)に規定する方法による。
なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。
公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむね500人に制限する。
- 6 意見を聴こうとする案件
(1) 案件名
ア 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案

イ 札幌圏都市計画区域区分の変更の素案

(2) 案件の概要

ア 札幌圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案の概要

(ア) 都市計画の目標

a 基本的事項

この方針では、札幌圏都市計画区域（以下「本区域」という）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。

b 都市づくりの基本理念

本区域は、道都札幌市を中心として小樽市の一部、江別市、石狩市、北広島市、からなり、各市が都市機能の有機的な連携と分担を図ることにより、区域全体の均衡を保ちながら持続的に発展していくことを目指した都市づくりを進める。

札幌市は「北方圏の拠点都市」、「新しい時代に対応した生活都市」の二つの都市像を掲げ、「市民一人ひとりの暮らしの充実とそれを支えるまちづくり」、「環境と調和した活力と想像性に富んだまちづくり」の二つを基本的な方向としてまちづくりを推進する。

小樽市は石狩湾新港とその背後地に物資流通基地、都市型工業基地などを建設し、「道央の拠点都市」を目指し、「未来と歴史が調和した安心、快適、躍動のまち」を将来像として、まちづくりを推進する。

江別市は「人が輝く共生のまち」～原始林と石狩川にいだかれたふれあいのまち～という都市像の実現を目指し、「創造・うるおい・安全のまち」を都市目標としてまちづくりを推進する。

北広島市は「自然と創造の調和した豊かな都市」を基本理念とし、「安全で安心できるまち」、「環境と共生する快適なまち」、「いきいきとした交流と連携のまち」、「豊かな心と個性ある文化をはぐくむまち」、「高い都市機能を持ち、活力にあふれるまち」、「力強い産業活動が展開されるまち」を基本目標としてまちづくりを推進する。

石狩市は「ふれあいにみちた石狩」、「豊かな自然をいかした石狩」、「やさしく思いやりのある石狩」、「いきいきとのびやかな石狩」、「活力ある石狩」、「共につくる石狩」の6つの基本目標を掲げ、まちづくりを推進する。

(イ) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定める。

本区域は、都市計画法第7条1項第2号及び同法施行令第3条の規定に基づき、区域区分を定める。

イ 札幌圏都市計画区域区分の変更の素案の概要

(ア) 基本方針

都市計画法第6条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、区域区分に関する都市計画の見直しを行う。

(イ) 区域区分を次のとおり変更する。

a 市街化区域に編入する土地の区域

札幌市北区新琴似1条12丁目及び13丁目の各一部、新琴似2条7丁目及び8丁目の各一部、新川の一部、篠路町拓北の一部、東区東苗穂町の一部、厚別区厚別町小野幌の一部、南区真駒内本町5丁目及び曙町1丁目の各一部、真駒内の一部、手稲区星置南4丁目及び手稲星置の各一部及び清田区清田の一部

b 市街化調整区域に編入する土地の区域

札幌市清田区清田9条3丁目の一部

c 市街化区域への編入を保留する土地の区域

石狩市新港東4丁目地先

d 変更の内容

(a) 区域の範囲

都市計画区域	平成12年	97,747ha	平成22年	97,747ha
市街化区域	平成12年	32,408ha	平成22年	32,645ha

(b) 人口

都市計画区域	平成12年	2,057.2千人	平成22年	2,199.8千人
市街化区域	平成12年	2,021.2千人	平成22年	2,169.9千人（保留する人口を含む）
保留人口（平成22年）0.9千人				

7 決定及び変更の理由

改正都市計画法（H12改正）に基づき、本区域に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定める。また、本区域の都市計画基礎調査により、都市の現況、市街化の動向及び人口、産業の発展動向の検討を行ったところ、本区域については区域区分に関する都市計画の見直しを行う必要があると判断したことから区域区分を変更するものである。

8 案件の全文

「案件の全文」は、省略し、下記の方法で閲覧に供する。

- (1) 北海道建設部都市計画課、札幌市企画調整局計画部都市計画課、小樽市建築都市部都市計画課、江別市企画部都市計画課、北広島市企画財政部都市計画課及び石狩市建設部都市計画課において閲覧に供する。

- (2) 北海道、札幌市、小樽市、江別市、北広島市及び石狩市のホームページ上に掲載する。

9 公聴会に関する問い合わせ先

北海道建設部都市計画課（〒060 - 8588）札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011 - 231 - 4111（内線 29 - 817）<http://www.pref.hokkaido.jp/>
札幌市企画調整局計画部都市計画課（〒060 - 8611）札幌市中央区北1条西2丁目
電話 011 - 211 - 2506 <http://www.city.sapporo.jp/keikaku/>
小樽市建築都市部都市計画課（〒047 - 8660）小樽市花園2丁目12番1号
電話 0134 - 32 - 4111（内線 331）<http://www.city.otaru.hokkaido.jp/>
江別市企画部都市計画課（〒067 - 8674）江別市高砂町6番地
電話 011 - 381 - 1038 <http://www.city.ebetsu.hokkaido.jp/>
北広島市企画財政部都市計画課（〒061 - 1192）北広島市中央4丁目2番地1
電話 011 - 372 - 3311（内線 773）<http://www.city.kitahiroshima.hokkaido.jp/>
石狩市建設部都市計画課（〒061 - 3292）石狩市花川北6条1丁目30番地2
電話 0133 - 72 - 3162 <http://www.city.ishikari.hokkaido.jp/>

北海道告示第1742号

函館圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案及び区域区分の変更の案を作成するに当たり、都市計画法（昭和43年法律第100号）第16条第1項の規定による公聴会を次のとおり開催する。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 開催の日時
平成15年10月21日（火）午後2時から
- 2 開催の場所
函館市東雲町4番13号 函館市役所本庁舎 8階大会議室
- 3 公述の申出
公聴会において意見を述べようとする者は、平成15年10月14日（火）までに意見の要旨及びその理由並びに住所及び氏名を記載した書面を知事（札幌市中央区北3条西6丁目（専用郵便番号 060 - 8588）北海道建設部都市計画課）に提出しなければならない。
- 4 公述人の決定
知事は、3により書面を提出した者の中から公述人を定め、また、必要があると認めるときは、3の書面を提出した者以外の者を公述人として定め、本人にその旨を通知する。
- 5 議事の方法
公聴会の議事は、北海道都市計画公聴会規則（昭和44年北海道規則第60号）に規定する方法による。
なお、公聴会の秩序を維持し、その議事の円滑を図るため、次の措置を講ずる。
公聴会の議事の傍聴を希望する者が多数あるときは、その傍聴人の数を先着順におおむ

ね100人に制限する。

6 意見を聴こうとする案件

(1) 案件名

- ア 函館圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の素案
- イ 函館圏都市計画区域区分の変更の素案

(2) 案件の概要

- ア 函館圏都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針の決定の案の概要

(ア) 都市計画の目標

a 基本的事項

この方針では、函館圏都市計画区域（以下「本区域」という）について、将来の姿を展望しつつ、土地利用、都市施設等の決定方針を平成22年の姿として策定する。

b 都市づくりの基本理念

北海道の南端部に位置する本区域は、津軽海峡に面し、函館山を要として北へ広がる函館平野を中心に扇状に展開する特徴ある地形と、北海道にあって比較的温暖な気候、恵まれた自然環境、歴史と伝統に培われた特色ある文化など数多くの特性を有しており、北海道と東北地方の交流の拠点都市圏として、行政・商業・運輸などの都市機能の集積と周辺の農林水産業とが調和しながら、着実な成長を遂げてきたところである。

今後とも、これら地域特性を活かし、本区域の安定的な成長を図るとともに、これからの国際化・高齢化・情報化社会に対応するため、次の五つを都市づくりの基本目標に掲げ、各種の施策を推進する。

- 世界と結び豊かな心と文化をはぐくむまち
- 健康でやさしさを共有するまち
- 自然環境と共生するうるおいのあるまち
- 活力にあふれ躍動するまち
- 力をあわせ共につくりあげるまち

(イ) 区域区分の決定の有無

本区域に区域区分を定める。

なお、区域区分を定めることとした根拠は、以下のとおりである。

本区域は、北海道と東北地方の交流の拠点都市圏として、行政・商業・運輸などの都市機能の集積と周辺の農林水産業とが調和しながら、着実に発展してきた。

近年少子高齢化の進展や産業構造の変化等に伴い、人口は減少傾向に転じているが、世帯数は増加しており、住民の市街地中心部への居住ニーズが高まりつつあるものの、郊外の住宅地需要もなお根強い状況にある。

また、市街地周辺部には、優良な農地や貴重な緑地、森林等、数多くの自然環境資源が残されており、今後とも適正に維持・保全していく必要がある。

以上のことから、今後も農林業との調和を図りながら、無秩序な市街化を抑制し、計画的な市街地整備を図っていくため、本都市計画区域については、引き続き区域区分を定めるものとする。

イ 函館圏都市計画区域区分の変更の案の概要

(ア) 基本方針

平成11年に都市計画法第6条の規定により実施した基礎調査による都市の現況、市街化の動向等及び人口、産業の発展動向を勘案し、都市の健全な発展と秩序ある整備を図るため、都市計画市街化区域及び市街化調整区域に関する都市計画の見直しを行う。

(イ) 区域区分を次のとおり変更する。

- a 市街化区域に編入する土地の区域 函館市港町3丁目地先
- b 市街化調整区域に編入する土地の区域 なし
- c 市街化区域への編入を保留する土地の区域 函館市北美原1丁目及び北美原2丁目の各一部

d 変更の内容

(a) 区域の範囲

都市計画区域	平成12年	24,931ha	平成22年	24,931ha
市街化区域	平成12年	6,304ha	平成22年	6,306ha

(b) 人口

都市計画区域	平成12年	354.1千人	平成22年	374.6千人
市街化区域	平成12年	322.0千人	平成22年	335.8千人
保留人口（平成22年）		7.7 [0.3] 千人		

[]内の数字は、内数で特定保留人口を示す。

7 決定及び変更の理由

改正都市計画法（H12改正）に基づき、本区域に「都市計画区域の整備、開発及び保全の方針」を定める。また、本区域の都市計画基礎調査により、都市の現況、市街化の動向及び人口、産業の発展動向の検討を行ったところ、本区域については区域区分に関する都市計画の見直しを行う必要があると判断したことから区域区分を変更するものである。

8 案件の全文

「案件の全文」は、省略し、下記の方法で閲覧に供する。

- (1) 北海道建設部都市計画課、函館市都市建設部都市計画課、上磯町建設部都市住宅課、大野町企画商工課及び七飯町都市住宅課において閲覧に供する。
- (2) 北海道、函館市、上磯町、大野町及び七飯町のホームページ上に掲載する。

9 公聴会に関する問い合わせ先

- 北海道建設部都市計画課（〒060 - 8588）札幌市中央区北3条西6丁目
電話 011 - 231 - 4111（内線 29 - 817）<http://www.pref.hokkaido.jp/>
- 函館市都市建設部都市計画課（〒040 - 8666）函館市東雲町4番13号
電話 0138 - 21 - 3361（直通）<http://www.city.hakodate.hokkaido.jp/>
- 上磯町建設部都市住宅課（〒049 - 0192）上磯郡上磯町中央1丁目3番10号
電話 0138 - 73 - 3111（内線 258）<http://www.town.kamiiso.hokkaido.jp/>
- 大野町企画商工課（〒041 - 1201）亀田郡大野町本町175番地
電話 0138 - 77 - 8811（内線 121）<http://www.town.ono.hokkaido.jp/>
- 七飯町都市住宅課（〒041 - 1192）亀田郡七飯町字本町568番地3
電話 0138 - 65 - 2511（内線 244）<http://www.town.nanae.hokkaido.jp/>

北海道告示第1743号

土地区画整理法（昭和29年法律第119号）第45条第2項の規定により、次の土地区画整理組合の解散を認可した。

平成15年9月30日

北海道知事 高橋 はるみ

- 1 組合の名称 滝川市啓南みなみ土地区画整理組合
- 2 事務所の所在地 滝川市本町3丁目1番1号

支 庁 告 示

北海道石狩支庁告示第22号

次の貸金業者の所在及び営業所の所在地を確知できないので、貸金業の規制等に関する法律（昭和58年法律第32号）第38条第1項の規定により公告する。

なお、公告の日から30日を経過しても申出がないときは、同項の規定により当該貸金業者の登録を取り消すことがある。

平成15年9月30日

北海道石狩支庁長 渡 部 道 博

住 所	商号又は名称	氏 名	登 録 番 号	主たる営業所の所在地	従たる営業所の名称及び所在地
札幌市北区屯田3条6丁目3番18号 パ	なし	泉谷 龍二	北海道知事(1)石第02590号	札幌市北区屯田3条6丁目3番18	なし

ブリック真和 102号				号 パブリック真和 102号	
札幌市東区北 6条東7丁目 12番地 安藤 方	サンリョウリ ース	李正行 (阿部正行)	北海道知事(1) 石第02452号	札幌市東区 北15条東9 丁目 コー ポ恵8号	なし
札幌市豊平区 平岸4条12丁 目12番2号 野澤レジデ ンス208号	小谷ファイナ ンス	小谷 昌宏	北海道知事(1) 石第02505号	札幌市豊平 区平岸4条 12丁目12番 2号 野澤 レジデンス 208号	なし
札幌市中央区 双子山2丁目 5番5号	フローグ	齋木 敏憲	北海道知事(1) 石第02406号	札幌市豊平 区平岸3条 7丁目1 - 27 第33藤 井ビル5階	なし
札幌市白石区 菊水元町2条 4丁目4 - 10 - 302	タッチレジ ット	山田 俊幸	北海道知事(1) 石第02606号	札幌市北区 北25条西5 丁目3 - 15 アバーンコ ート701号	なし
札幌市中央区 南7条西6丁 目7番地1 第7北海ビル 305号	シンヨウリー ス	佐々木文雄	北海道知事(1) 石第02409号	札幌市中央 区南7条西 6丁目7番 地1 第7 北海ビル 305号	なし
札幌市中央区 南24条西8丁 目4番3号 ネオパレス 248 - 101号	レオン	住吉 保	北海道知事(1) 石第02436号	札幌市中央 区南8条西 4丁目 オ リエント ルホテル201 - B	なし
札幌市中央区 南7条西21丁 目1番3号 ドルチェ旭ヶ	なし	白井 幸典	北海道知事(1) 石第02460号	札幌市中央 区南7条西 21丁目1番 3号 ドル	なし

丘306号					チェ旭ヶ丘 306号
札幌市中央区 南8条西6丁 目7 - 24 ア ン・セリジェ 壱番館922号	エンショップ アイクル	川村比呂人	北海道知事(1) 石第02474号	札幌市中央 区北2条西 3丁目1 - 34 正門館 ビル10F	なし
札幌市中央区 南9条西9丁 目3 - 16 オ リンピア2号 館1001号	稲場商事	稲場 剛士	北海道知事(1) 石第02697号	札幌市中央 区南9条西 9丁目3 - 16 オリン ピア2号館 1001号	なし
札幌市中央区 大通西14丁目 3番地14 ラ イオンズマン ション第7大 通906号	アムス	逢坂 剛広	北海道知事(1) 石第02565号	札幌市中央 区大通西22 丁目1 - 23 ル・クラシ ック22 - 801号	なし
札幌市中央区 南8条西13丁 目3番7号 幌西パールマ ンション102 号	なし	細川 大樹	北海道知事(1) 石第02358号	札幌市中央 区南8条西 13丁目3番 7号 幌西 パールマ ンション102 号	なし

北海道空知支庁告示第12号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年9月30日

北海道空知支庁長 佐藤 隆

- 1 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 夕張郡栗山町朝日4丁目25 - 1の内、71 - 1の内
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名 夕張郡栗山町松風3丁目252番地 栗山町土地開発公社 理事長 川口孝太郎
- 3 開発許可年月日及び番号 平成15年6月9日 空建指第15 - 5号

北海道網走支庁告示第25号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項の規定による次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成15年9月30日

北海道網走支庁長 毛利 明 雄

- | | | |
|---|--------------------|---------------------------------------|
| 1 | 開発区域又は工区に含まれる地域の名称 | 斜里郡斜里町字豊倉41番地8 ほか4筆 |
| 2 | 開発許可を受けた者の住所及び氏名 | 斜里郡斜里町字豊倉41番地
株式会社 美咲興業 代表取締役 山本 勝 |
| 3 | 開発許可年月日及び番号 | 平成14年5月20日 網建指第14-3号 |

札幌医科大学告示

札幌医科大学告示第67号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月30日

札幌医科大学長 秋 野 豊 明

1 入札に付する事項

(1) 調達をする物品等の名称、数量及び納入期日

ア	パッチクランプ用増幅装置	1式	平成15年12月9日（火）
イ	マイクロマンピュレーター	1式	同 11月25日（火）
ウ	ポリグラフシステム（アナログ式）	1式	同 11月11日（火）
エ	遺伝子増幅装置	2台	同
オ	リアルタイムPCR定量システム	1式	同
カ	ルミネッセンスカウンター	1式	同
キ	分光蛍光光度計	1式	同
ク	蛍光・吸光プレートリーダー	1式	同
ケ	超高感度リアルタイム蛍光検出器	1式	同
コ	クロマトグラフィシステム	1台	同

(2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。

(3) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する道の物品の購入に係る一般競争入札又は指名競争入札に参加する資格を有しているもの。ただし、ポリグラフシステム（アナログ式）の入札に参加する場合は、医療機器（中分類20）若しくは医療用品類（中分類21）のい

ずれかの資格を有していなければならない。

- (2) 道が行う指名競争入札に関して指名を停止されていないこと。
(3) 当該調達物品に関し、札幌市内及び札幌市に隣接する市町村に本店又は支店（営業所）を有し、迅速なアフターサービスが可能なこと。

3 契約条項を示す場所

札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課

4 入札執行の場所及び日時

(1) 入札場所 札幌市中央区南1条西17丁目 札幌医科大学事務局管財課入札室

(2) 入札日時

ア	パッチクランプ用増幅装置	平成15年10月14日（火）午前10時
イ	マイクロマンピュレーター	同 午前10時10分
ウ	ポリグラフシステム（アナログ式）	同 午前10時20分
エ	遺伝子増幅装置	同 午前10時30分
オ	リアルタイムPCR定量システム	同 午前10時40分
カ	ルミネッセンスカウンター	同 午前10時50分
キ	分光蛍光光度計	同 午前11時
ク	蛍光・吸光プレートリーダー	同 午前11時10分
ケ	超高感度リアルタイム蛍光検出器	同 午前11時20分
コ	クロマトグラフィシステム	同 午前11時30分

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

5 入札保証金

(1) 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額（消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）相当額を含む。）の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付すること。

(2) 入札保証金の納付の免除、納付方法等は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の7及び北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第147条から第150条までの定めるところによる。

6 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 3に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

7 郵便等による入札

郵便等又は電報による入札は、認めない。

8 落札者の決定方法

財務規則第151条第1項の規定により定めた予定価格の制限の範囲内で最低の価格をも

って入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

- | | |
|----------------------|---|
| (1) パッチクランプ用増幅装置 | 要 |
| (2) マイクロマニピュレーター | 否 |
| (3) ポリグラフシステム（アナログ式） | 要 |
| (4) 遺伝子増幅装置 | 否 |
| (5) リアルタイムPCR定量システム | 要 |
| (6) ルミネッセンスカウンター | 要 |
| (7) 分光蛍光光度計 | 要 |
| (8) 蛍光・吸光プレートリーダー | 要 |
| (9) 超高感度リアルタイム蛍光検出器 | 要 |
| (10) クロマトグラフィシステム | 要 |

10 入札参加申込書の提出期限及び場所

入札参加希望者は、次により所定の入札参加申込書を提出すること。

- | | |
|----------|---------------|
| (1) 提出期限 | 平成15年10月6日（月） |
| (2) 提出場所 | 3に同じ。 |

11 その他

- (1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

- (2) 入札金額に係る消費税等の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。

- (3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名称 札幌医科大学事務局管財課
イ 所在地 郵便番号 060 - 8556 札幌市中央区南1条西17丁目
電話番号 011 - 611 - 2111 内線 2254

- (4) この入札及び契約を中止することが有り得る。
(5) この公告の内容は予定であり、変更することが有り得る。
(6) この入札の執行は、公開する。
(7) 詳細は、入札説明書による。

道 企 業 管 理 規 程

北海道企業管理規程第5号

北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程及び北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成15年9月30日

北海道公営企業管理者 小笠原 紘 一

北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程及び北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部を改正する規程
(北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程の一部改正)

第1条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程（平成14年北海道企業管理規程第2号）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（管理者が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第10条第1項中「公文書を閲覧する」を「公文書（電磁的記録を管理者が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第11条第1項中「写し」の次に、「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

北海道公営企業管理者 様

太枠の欄を記入してください。

請 求 年 月 日	年 月 日
住 所 <small>（法人その他の団体にあっては、 事務所又は事業所の所在地）</small>	
氏 名 <small>（法人その他の団体にあっては、 名称及び代表者の氏名）</small>	
連絡先	電話番号

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 開示の区分 <small>（希望する開示方法の番号を 印で囲んでください。）</small>	(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 ()

次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由	
--------------------------	--

次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受付年月日	年 月 日
5 担当部課等	北海道企業局 総務課 電話 (内線)
6 備考	

注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用

紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
 2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものについては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。

（日本工業規格A4）

（北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の一部改正）

第2条 北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程（平成6年北海道企業管理規程第7号）の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第8条の2 条例第21条第1項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を管理者が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（管理者が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第9条第1項中「文書等、磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物又は録画テープ若しくは録音テープ（以下「公文書等」という。）を「公文書（電磁的記録を管理者が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。））」に、「当該公文書等」を「当該公文書」に改め、同条第2項中「公文書等」を「公文書」に改める。

第10条第1項中「公文書等（録画テープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。）の写し」を「公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。））」に、「係る公文書等」を「係る公文書」に改める。

別記第2号様式中

(1) 閲覧

(2) 写しの交付

(3) 視聴

を

(1) 閲覧又は視聴 ()

(2) 写しの交付 ()

に改め、同様式末尾欄

外注の事項に次の2事項を加える。

- 3 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
- 4 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の()に記入してください。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道企業局規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。
- 3 第2条の規定による改正後の北海道公営企業管理者が保有する個人情報の保護に関する規程の規定は、この規程の施行の日以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

道立農業大学校告示

北海道立農業大学校告示第8号

次のとおり、一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

平成15年9月30日

北海道立農業大学校長 安 東 正 史

1 入札に付する事項

- (1) 調達をする賃借物品等の名称及び数量（1月当たりの単価）
 パーソナルコンピュータ 48台
 プリンタ 8台
- (2) 調達をする賃借物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納 入 期 日 平成15年12月1日

(4) 契 約 期 間 平成15年12月1日から平成16年3月31日まで。ただし、予算の範囲内で、平成20年11月30日を限度に当該契約期間を延長することが有り得る。

(5) 納 入 場 所 北海道立農業大学校

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 平成15年北海道告示第17号に規定する物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 納入した賃借物品に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。
- (4) 当該賃借物品に関し、要求仕様書に記載のハードウェア要件等を満たしていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、アからウまでに定めるところにより、2の(3)及び(4)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申 請 の 時 期 平成15年10月22日から27日まで（土曜日及び日曜日を除く。午前9時から午後5時まで）

イ 申 請 の 方 法 提出先の指示により作成した申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
北海道立農業大学校総務部総務課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道中川郡本別町西仙美里25番地1 北海道立農業大学校総務部総務課

5 入札執行の場所及び日時

(1) 入 札 場 所 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
北海道立農業大学校会議室

(2) 入 札 日 時 平成15年11月7日（金）午後1時30分

(3) 開 札 場 所 (1)に同じ。

(4) 開 札 日 時 (2)に同じ。

6 入 札 保 証 金

入札保証金は、免除する

7 入札説明書の交付に関する事項

- (1) 交 付 場 所 4に同じ。
- (2) 交 付 方 法 (1)の場所で交付する。

8 落札者の決定方法

北海道財務規則（昭和45年北海道規則第30号。以下「財務規則」という。）第151条1項の規定により定めた予定価格（1月当たりの単価）の制限の範囲内で最低の価格（1月当たりの単価）をもって入札（有効な入札に限る。）した者を落札者とする。

9 契約書作成の要否

要

10 そ の 他

(1) 開札の時に、2に規定する資格を有しない者のした入札、財務規則第154条各号に掲げる入札及びこの公告に定める入札に関する条件に違反した入札は、無効とする。

(2) 入札金額等に係る消費税及び地方消費税（以下「消費税等」という。）の取扱い

ア 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札に参加する者は、消費税等に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった1月当たりの契約金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

イ 落札者となった者は、落札決定後速やかに消費税等の課税事業者であるか免税事業者であるかを申し出ること。ただし、落札者が共同企業体の場合であって、その構成員の一部に免税事業者がいるときは、共同企業体消費税等免税事業者申出書を提出すること。

(3) 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

ア 名 称 北海道立農業大学校総務部総務課
イ 所 在 地 郵便番号 089 - 3675 北海道中川郡本別町西仙美里25番地1
電話番号 01562 - 4 - 2121

(4) この入札及び契約は、調達手続の停止等が有り得る。

(5) この入札の執行は、公開する。

(6) 詳細は、入札説明書による。

道 人 事 委 員 会 規 則

北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則及び北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則2 - 36

北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則及び北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部を改正する規則

（北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則の一部改正）

第1条 北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則（平成10年北海道人事委員会規則2 - 26）の一部を次のように改正する。

第1条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録（委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。） 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第10条第1項中「公文書を閲覧する」を「公文書（電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第11条第1項中「写し」の次に「（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式（第3条関係）

公 文 書 開 示 請 求 書

北海道人事委員会委員長 様

太枠の欄を記入してください。

請 求 年 月 日	年 月 日
住 所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)	
氏 名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)	
連絡先	電話番号

北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。

1 請求に係る公文書の名称又は内容	
2 開示の区分 (希望する開示方法の番号を印で囲んでください。)	(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 ()

次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合にのみ記入してください。

3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由	
--------------------------	--

次の4から6までの欄は、記入しないでください。

4 受付年月日	年 月 日
5 担 当 課	北海道人事委員会事務局 課 電話 (内線)
6 備 考	

注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。

2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものについては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の()内に記入してください。

(日本工業規格A4)

(北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の一部改正)

第2条 北海道人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則(平成6年北海道人事委

員会規則2-23)の一部を次のように改正する。

第8条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録の開示の方法)

第8条の2 条例第21条第1項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- (1) 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- (2) ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- (3) 電磁的記録(前2号又は次号に該当するものを除く。) 当該電磁的記録を委員会が保有するプログラム(電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わせられたものをいう。以下同じ。)を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- (4) 電磁的記録(委員会が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。) 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第9条第1項中「文書等、磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物又は録画テープ若しくは録音テープ(以下「公文書等」という。)」を「公文書(電磁的記録を委員会が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。)」に、「当該公文書等」を「当該公文書」に改め、同条第2項中「公文書等」を「公文書」に改める。

第10条第1項中「公文書等(録画テープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。)の写し」を「公文書の写し(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。)」に、「係る公文書等」を「係る公文書」に改める。

別記第2号様式中 (1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 を

(1) 閲覧又は視聴 () (2) 写しの交付 () に改め、同様式末尾欄

外注の事項に次の2事項を加える。

3 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディ

スクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。

- 4 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。

附 則

- この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 第1条の規定による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道人事委員会規則の規定は、この規則の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。
- 第2条の規定による改正後の人事委員会が保有する個人情報の保護に関する規則の規定は、この規則の施行の日以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

不利益処分についての不服申立てに関する規則をここに公布する。

平成15年9月30日

北海道人事委員会委員長 泉 川 睦 雄

北海道人事委員会規則11 - 17

不利益処分についての不服申立てに関する規則

不利益処分についての不服申立てに関する規則（北海道人事委員会規則11 - 1）の全部を改正する。

第1章 総則

（趣旨）

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第7項及び第51条の規定に基づき、法第49条の2第1項に規定する不服申立てに関し必要な事項を定めるものとする。

（定義）

第2条 この規則において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- 処分 法第49条第1項に規定する職員に対する懲戒その他その意に反する不利益な処分をいう。
- 請求者 処分を受けて、その処分について法第49条の2第1項の規定による審査請求をする者をいう。
- 処分者 処分を行った者（その職が廃止された場合及び当該処分と同一の処分を行う権限を有しなくなった場合には、当該処分と同一の処分を行う権限を有する者）をいう。
- 当事者 請求者及び処分者をいう。

- 審査員 人事委員会が不服申立ての審査を行う場合における人事委員会の委員をいう。
- 受命審査員 法第50条第2項の規定により審査を委任された人事委員会の委員又は事務局長をいう。

第2章 審査請求

（審査請求）

第3条 審査請求は、審査請求書正副各1通を人事委員会に提出してしなければならない。

2 審査請求書には、次に掲げる事項を記載し、請求者が記名しなければならない。

- 請求者の氏名、生年月日、住所、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。以下同じ。）
- 処分を受けた時における請求者の職名及び所属
- 処分者の職名及び氏名
- 処分の内容及び処分を受けた年月日
- 処分のあったことを知った年月日
- 口頭審査を請求するか又は審尋審査を請求するかの別及び口頭審査を請求する場合は、公開又は非公開の別
- 法第49条第1項又は第2項に規定する処分説明書（以下「処分説明書」という。）の交付を受けた年月日。ただし、処分説明書が交付されなかったときは、その経緯
- 処分に対する不服の理由
- 審査請求の年月日

3 審査請求書には、正副ともに処分説明書の写し1通を添付しなければならない。ただし、法第49条第2項の規定により処分説明書の交付を請求したにもかかわらず処分説明書が交付されなかったときは、この限りでない。

4 審査請求書には、必要と認める資料を添付することができる。

5 審査請求は、代理人によってすることができる。この場合においては、審査請求書には第2項に掲げる事項のほか、代理人の氏名、住所、職業、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号及び電話番号を記載し、請求者の記名に加え、当該代理人が記名押印するとともに、代理人の資格を証明する書面を審査請求書に添付しなければならない。

6 第2項第1号又は前項に記載した事項に変更を生じた場合には、請求者は、速やかに、書面で、人事委員会にその旨を届け出なければならない。

（審査請求書の調査及び補正）

第4条 人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、その記載事項並びに添付資料及び書面の内容について調査し、審査請求書に不備の点があって補正することができるものであるときは、相当の期間を定めて、その補正を命じるものとする。ただし、不備の点が軽微なものであって審査請求の受理に影響がないものであるときは、人事委員会は、職権でこれを補正することができる。

(審査請求書の副本の送付)

第5条 人事委員会は、審査請求書が提出されたときは、処分者にその副本を送付するものとする。ただし、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

(審査請求の受理又は却下)

第6条 人事委員会は、第4条の規定による調査の結果により、その審査請求を受理し、又は却下するものとする。この場合において、次に掲げる審査請求については、却下するものとする。

- (1) 審査請求をすることができない者によってされた審査請求
- (2) 処分に該当しないことが明らかな事項についてされた審査請求
- (3) 法第49条の3に規定する期間の経過後にされた審査請求
- (4) 審査請求をすることにつき法律上の利益がないことが明らかな事項についてされた審査請求
- (5) 第4条の規定による補正命令に従った補正がされない審査請求
- (6) 前各号に掲げるもののほか、不適法にされた審査請求で不備の点を補正をすることができないもの

(審査請求の受理又は却下の通知)

第7条 人事委員会は、前条の規定により審査請求を受理すべきものと決定したときは、当事者にその旨を通知するものとし、審査請求を却下すべきものと決定したときは、請求者及び第5条の規定により副本を送付した処分者にその旨を通知するものとする。

(受理後の却下)

第8条 人事委員会は、第6条の規定により受理した審査請求が、同条の規定に基づき却下すべきものであったことが明らかになったときは、当該審査請求を却下するものとする。

(審査の併合及び分離)

第9条 人事委員会は、必要があると認めるときは、審査請求の審査を併合し、又は分離することができる。

- 2 当事者は、人事委員会に対し、審査請求の審査を併合し、又は分離するよう申し立てることができる。
- 3 人事委員会は、審査請求の審査を併合し、又は分離したときは、当事者にその旨を通知するものとする。

(手続の承継)

第10条 請求者が死亡したときは、相続人は、請求者の地位を承継する。

- 2 請求者の地位を承継した相続人は、書面でその旨を人事委員会に届け出なければならない。この場合において、届出書には、相続を証明する書面を添付しなければならない。
- 3 第1項の場合において、前項の規定による届出がされるまでの間に請求者にあててされた通知その他の行為が相続人に到達したときは、当該通知その他の行為は、相続人に対す

る通知その他の行為としての効力を有する。

4 第1項の場合において、相続人が2名以上あるときは、そのうちの1名に対する通知その他の行為は、全員に対してされたものとみなす。

5 第1項に規定する場合において、相続人が人事委員会に対し請求者の地位を承継しない旨を申し出たときは、同項の規定にかかわらず、請求者の地位を承継しない。

(審査請求の取下げ)

第11条 請求者は、その事案に関する人事委員会の裁決があるまでは、いつでも審査請求を取り下げることができる。

- 2 前項の規定による審査請求の取下げは、書面で、人事委員会に申し出なければならない。
- 3 審査請求の取下げがあったときは、当該審査請求は、初めから係属しなかったものとみなす。
- 4 人事委員会は、審査請求の取下げがあったときは、処分者にその旨を通知するものとする。

(処分者による処分の取消し又は修正の通知等)

第12条 審査請求が人事委員会に係属している場合において、処分者がその処分を取り消し、又は修正したときは、処分者は人事委員会及び請求者に、理由を付して、その旨を書面で通知しなければならない。

2 請求者は、処分の修正についての前項の規定による通知を受けた場合には、直ちに、係属中の審査請求を継続するか又は取り下げるかを、書面で、人事委員会に申し出なければならない。

(取消判決等の確定の届出)

第13条 人事委員会に係属している審査請求の対象となっている処分を取り消す判決又はその処分の無効を確認する判決が確定したときは、当該審査請求の当事者は、書面で、人事委員会にその旨を届け出なければならない。

(審査の打ち切り)

第14条 人事委員会は、係属している審査請求が次に掲げる要件を満たすに至ったときは、当該審査請求の審査の打ち切りを決定するものとする。

- (1) 処分者が審査請求の対象となった処分を取り消したとき。
- (2) 審査請求の対象となった処分を取り消す判決又は当該処分の無効を確認する判決が確定したとき。
- (3) 請求者が死亡した場合において、その地位が承継されないとき又は相続人がないとき若しくは知れないとき。
- (4) 請求者の所在が不明となり、審査を継続することができないとき。
- (5) 請求者が審査請求を継続する意思を放棄したと明らかに認められるとき。
- (6) 前各号に掲げる場合のほか、審査請求を継続することにつき法律上の利益がなくなっ

たことが明らかなきとき。

- 2 人事委員会は、前項の規定に基づき審査の打切りを決定したときは、当事者にその旨を通知するものとする。

第3章 代表者及び代理人 (代表者)

第15条 審査の併合に係る事案の請求者（以下この条において「併合に係る請求者」という。）は、それらのうちから代表者1人を選任し、及び選任した代表者を解任することができる。

- 2 併合に係る請求者が代表者を選任し、又は選任した代表者を解任したときは、書面でその者の氏名を人事委員会に届け出なければならない。
- 3 代表者は、併合に係る請求者のために、審査請求を取り下げを除き、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。
- 4 代表者のした行為は、併合に係る請求者が遅滞なく取り消し、又は訂正した場合は、その効力を失う。
- 5 代表者が選任されている場合には、併合に係る請求者に対する通知その他の行為は、代表者にすれば足りる。
- 6 併合された審査を分離した場合又は併合された審査に新たに他の審査請求の審査を併合した場合は、当該併合された審査に係る代表者は、その地位を失う。ただし、併合された審査を分離した場合においてなお代表者のした審査請求と審査が併合されている審査請求の請求者がその代表者に関し異議を述べないとき又は併合された審査に新たに他の審査請求の審査を併合した場合において当該他の審査請求の請求者が審査を併合することとなった審査請求に係る代表者に関し異議を述べないときは、この限りでない。

（代理人の選任、解任等）

第16条 当事者は、いつでも、代理人を選任し、及び選任した代理人を解任することができる。

- 2 当事者は、前項の規定により代理人を選任し、又は解任したときは、書面で、人事委員会に、その者の氏名、住所、職業、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号及び電話番号を届け出なければならない。ただし、第3条第5項の規定により審査請求をした代理人の選任については、この限りでない。
- 3 前項の規定により代理人を選任したときに届け出た事項に変更を生じた場合には、当事者又は代理人は、速やかに、書面で、人事委員会にその旨を届け出なければならない。
- 4 当事者の代理人が2名以上ある場合において、当事者は、主任代理人1名及び副主任代理人1名を選任して、これを人事委員会に届け出なければならない。
- 5 請求者は、代理人に対して次条第1項ただし書に規定する特別の委任をしたとき、又はその委任を撤回したときは、委任状その他特別の委任の内容を証明した書面により、人事

委員会に届け出なければならない。

- 6 請求者は、前2項の規定による届出を審査請求書又は第2項に規定する書面に記載してすることができる。
- 7 人事委員会は、口頭審理及び審尋の円滑かつ迅速な進行と公正な運営を期するため必要があると認めるときは、口頭審理及び審尋に出席する代理人の数を制限することができる。
(代理人の権限)

第17条 代理人は、当事者のために、その事案の審査に関する一切の行為をすることができる。ただし、審査請求の取下げは、特別の委任を受けた場合に限り、することができる。

- 2 代理人のした行為は、当事者が遅滞なく取り消し、又は訂正したときは、その効力を失う。

第4章 審理長及び受命審理員 (審理長)

第18条 人事委員会は、審理員のうちから審理長1名を指名するものとする。

- 2 受命審理員が2名以上あるときは、人事委員会は、そのうち1名を審理長に指名するものとする。
- 3 審理長（受命審理員が単独で審査する場合は、受命審理員とする。以下同じ。）は、その事案の審査を指揮する。
- 4 審理長に事故がある場合は、審理員又は受命審理員がその職務を行うものとする。
(受命審理員)

第19条 受命審理員は、委任された審査について、人事委員会の権限を行使する。

- 2 人事委員会は、受命審理員の氏名を当事者に通知するものとする。受命審理員が交代したときも、同様とする。
- 3 受命審理員が交代したときは、従前審査を担当した受命審理員が行った審査は、新たに審査を担当することとなった受命審理員が行ったものとみなす。
(審理補助員)

第20条 人事委員会は、事案の審査に関する事務を補助させるため、事務局職員のうちから審理補助員を指名する。

- 2 審理補助員は、人事委員会又は受命審理員の指揮の下に、口頭審理、争点整理等手続、進行協議及び審尋に立ち会い、人事委員会又は受命審理員を補助するものとする。

第5章 口頭審理

第1節 審理の手続

(口頭審理)

第21条 人事委員会は、請求者が口頭審理を請求したときは、当事者の立会いの下で、証拠調べその他人事委員会が必要と認める事項に関する審査を口頭により行うものとする。

- 2 人事委員会は、当事者の一方及びその代理人がともに口頭審理の期日に正当な理由がな

く出席しない場合においても、その期日の口頭審理を行うことができる。

- 3 人事委員会は、請求者が口頭審理の公開を請求した場合において、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるときは、理由を告げた上で、口頭審理の公開をしないことができる。

(口頭審理の請求及びその撤回)

第22条 請求者は、審査が終了するまでは、いつでも、口頭審理を請求し、又はその請求を撤回することができる。

- 2 前項に規定する請求及びその撤回は、書面で行わなければならない。ただし、請求者又はその代理人が口頭審理に出席しているときに口頭で告知する場合はこの限りでない。

(口頭審理の終結)

第23条 請求者及びその代理人がともに正当な理由がなく口頭審理の期日に出席せず、かつ、相当の期間を置いて、再度指定された口頭審理の期日に出席しないときは、人事委員会は口頭審理を終結することができる。

(口頭審理の通知)

第24条 人事委員会は、口頭審理を行うときは、その日時及び場所を当事者に通知するものとする。

- 2 前項の規定による最初の口頭審理の期日の通知は、その期日と通知の日の間に14日以上期間を置いて、書面とするものとする。

(口頭審理の日時の変更)

第25条 当事者は、当事者の一方及びその代理人がともに指定された日時に口頭審理に出席できないときは、当該日時の変更を申し立てることができる。

- 2 前項の規定による申立ては、口頭審理の期日の7日前までに、その理由を記載した書面を人事委員会に提出してしなければならない。

- 3 人事委員会は、第1項の規定による申立てがあった場合において、その理由がやむを得ないと認めるときは、新たな日時を指定しなければならない。

(答弁書)

第26条 人事委員会は、処分者に対し、相当の期間を定めて、処分の理由に関する具体的な説明及び請求者の主張に対する答弁を記載した答弁書の提出を求めなければならない。ただし、人事委員会が、その必要がないと認めるときは、この限りでない。

- 2 答弁書を人事委員会に提出するときには、正副各1通ずつを提出しなければならない。

- 3 処分者は、答弁書に、必要と認める資料を添付することができる。

- 4 人事委員会は、答弁書が提出された場合には、請求者にその副本を送付しなければならない。

(反論書)

第27条 人事委員会は、請求者に対し、相当の期間を定めて、処分者の主張に対する認否及

び反論を記載した反論書の提出を求めなければならない。

- 2 前条第1項ただし書、第2項、第3項及び第4項の規定は、反論書について準用する。
(当事者に対する質問及び立証の要求)

第28条 審理長は、必要があると認められる場合には、当事者に対し、処分の理由又は不服の理由について、質問し、又は口頭審理を通じて立証することを求めることができる。

(口頭審理の準備)

第29条 人事委員会は、口頭審理の準備のため、当事者に対し、相当の期間を定めた上、第26条又は第27条の規定により記載すべきものとされている事項その他必要と認める事項を示して、これを明らかにした書面の提出を求めることができる。

(書面に記載しなかった場合の効果)

第30条 口頭審理の準備のため、人事委員会が前条の規定により書面の提出を求めた事項については、当事者は、当該書面に記載しなかった事実を口頭審理において主張することができない。当事者が相当の期間内に書面を提出しなかったときも、同様とする。ただし、当該書面に記載できず、又は相当の期間内に書面を提出できなかったことにつきやむを得ない事情があったことを疎明したときは、この限りでない。

(争点整理等手続)

第31条 人事委員会は、口頭審理を円滑に行うため必要があると認めるときは、当事者の出席を得て、いつでも次に掲げる審査を行うことができる。ただし、当事者の一方及びその代理人がともに出席しないときは、この限りでない。

- (1) 当事者の主張を明確にすること。
- (2) 事案の争点を明確にすること。
- (3) 証拠調べの申請をさせること。
- (4) 立証趣旨、尋問事項等を明らかにさせること。
- (5) 証拠調べの決定又は証拠調べの申請を却下する決定をすること。
- (6) 証拠資料を提出させ、その認否を行わせること。
- (7) 口頭審理の進行に関する事項を定めること。

- 2 前項の規定に基づいて行う審査(以下「争点整理等手続」という。)は、非公開で行うものとする。

(書面による争点整理等手続)

第32条 人事委員会は、必要があると認めるときは、書面の提出等による争点及び証拠の整理をすることができる。

- 2 第26条から第29条まで、前条、第37条、第40条及び第46条の規定は、前項の場合について準用する。

(進行協議)

第33条 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者の一方又は双方と、口頭審理の

期日その他審査の進行に関し必要な事項について打合せを行うことができる。

（発言の許可及び禁止並びに秩序維持のための処置）

第34条 審理長は、口頭審理において、発言を許可し、又はその指揮に従わない者の発言を禁止することができる。

2 審理長は、口頭審理における人事委員会の職務の執行を妨げる者又は不当な言動をする者を退席させ、その他口頭審理における秩序を維持するために必要な処置をすることができる。

第2節 証拠調べ

（職権による証拠調べ）

第35条 人事委員会は、証人を尋問し、文書の証拠調べをし、その他必要と認める証拠調べをすることができる。

（集中証拠調べ）

第36条 第31条又は第32条の争点整理等手続が終了した事案の審査については、できる限り、証人及び当事者の尋問を集中して行うものとする。

（証拠の申出）

第37条 当事者は、書証、証人尋問及び当事者尋問の申出をすることができる。

2 前項の申出は、書面で、証明すべき事実及びこれと証拠との関係を具体的に明示してしなければならない。

3 前項の書面は、正副各1通を提出しなければならない。この場合において、人事委員会は、相手方当事者にその副本を送付するものとする。

4 審理長は、第2項の書面を提出すべき期間を定めることができる。

（証拠の申出の却下）

第38条 人事委員会は、前条第1項の申出が同条第2項、第40条若しくは第46条に定める方式によらない場合において、それを補正することができないとき若しくは人事委員会が相当の期間を定めてした補正命令に従った補正がされないとき又はその証拠調べが必要でないと認める場合は、当該申出を却下することができる。

（証拠資料の提出要求）

第39条 人事委員会は、証拠資料を所持する者に対し、日時及び場所を指定して当該証拠資料の提出を求めることができる。この場合において、その者に対し、正当な理由がなく当該証拠資料を提出しなかった場合又は虚偽の証拠資料を提出した場合には法律上の制裁を受けることがある旨を通知するものとする。

（証人尋問の申出）

第40条 証人尋問の申出は、第37条第2項の書面に、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

(1) 証人の氏名、生年月日、住所及び職名又は職業

(2) 証言を求めようとする事項

(3) 尋問予定時間

(4) 次条第1項の規定による呼出しを求めるか否かの別

2 当事者は、前項の書面の記載事項に変更があったときは、直ちにその旨を書面で人事委員会に届け出なければならない。

（証人の呼出し）

第41条 人事委員会は、呼出状によって証人を呼び出すことができる。

2 呼出状には、次に掲げる事項を記載するものとする。

(1) 証人の氏名、住所及び職名又は職業

(2) 出席すべき日時及び場所

(3) 証言を求めようとする事項

(4) 正当な理由がなく出席しなかった場合には法律上の制裁を受けることがある旨

3 証人は、口頭審理の期日に出席できない事由が生じたときは、直ちに、当該事由を示して、人事委員会に届け出なければならない。

（証人の宣誓）

第42条 審理長は、証人を尋問するときは、あらかじめ、宣誓を行わせ、虚偽の証言をした場合には法律上の制裁を受けることがある旨を告げなければならない。

2 宣誓は、証人が宣誓書を朗読し、かつ、これに署名押印して行う。

3 宣誓書には、良心に従って、真実を述べ、何事も隠さず、また、何事も付け加えないことを誓う旨が記載されていなければならない。

（証人尋問の順序等）

第43条 当事者は、審理長の許可を得て、証人を尋問することができる。この場合において、当事者の一方が申し出た証人については、当該当事者が先に尋問する。

2 審理長は、必要があると認めるときは、前項の規定による当事者の尋問の途中又は終了後において、自ら当該尋問に係る事項及び関連する事項について尋問することができる。

3 審理員又は受命審理員は、審理長に告げて、前項の規定による尋問をすることができる。

4 審理長は、既にした尋問と重複する尋問、証人を侮辱し、又は困惑させる尋問、意見の陳述を求める尋問、証人が直接経験しなかった事実についての尋問、誘導尋問等であって、相当でないと認めるものについては、これを制限することができる。

（後に尋問する証人の在室許可）

第44条 審理長は、必要があると認めるときは、後に尋問すべき証人の在室を許可することができる。

（口述書の提出の要求）

第45条 人事委員会は、相当と認める場合において、当事者に異議がないときは、証人に対し、口頭による証言に代えて口述書の提出を求めることができる。

- 2 口述書を提出させる場合は、次に掲げる事項を記載した書面で行わなければならない。
- (1) 証人の氏名、住所及び職名又は職業
 - (2) 提出すべき日時及び場所
 - (3) 証言を求めようとする事項
 - (4) 正当な理由がなく提出しなかった場合又は虚偽の事項を記載した場合の法律上の制裁
- 3 第1項の口述書には、証人が署名又は記名押印し、かつ、宣誓書を添付しなければならない。

(当事者尋問の申出)

第46条 当事者尋問の申出は、第37条第2項の書面に、次に掲げる事項を記載してしなければならない。

- (1) 当事者の氏名
- (2) 尋問しようとする事項
- (3) 尋問予定時間

(証人尋問に関する規定の準用)

第47条 第42条（虚偽の証言をした場合の法律上の制裁の告知に係る部分を除く。）、第43条及び第45条（第2項第4号を除く。）の規定は、当事者尋問について準用する。

(対質)

第48条 審理長は、証人又は当事者を尋問する場合において、必要があると認めるときは、証人相互、当事者と証人又は当事者相互の対質を命じることができる。

(鑑定)

第49条 人事委員会は、必要があると認めるときは、鑑定人に鑑定をさせることができる。

(検証)

第50条 人事委員会は、必要があると認めるときは、検証を行うことができる。

- 2 人事委員会は、検証を行うときは、当事者に対し、あらかじめその日時及び場所を通知するとともに、検証に立ち会う機会を与えるものとする。

(証拠の所在地における証拠調べ)

第51条 人事委員会は、証人等の健康状態等又は証拠資料の性質、保管状態等を考慮し、第24条第1項の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き、証人等又は証拠資料の所在地に赴いて証拠調べをすることができる。

- 2 当事者は、人事委員会に対し、前項の証拠調べをするよう申し出ることができる。
- 3 人事委員会は、第1項の証拠調べを行う場合には、あらかじめその日時及び場所を当事者に通知し、これに立ち会う機会を与えなければならない。

第6章 審尋審理

(審尋審理)

第52条 請求者が審尋審理の請求を行った場合又は審査請求書において口頭審理若しくは審尋審理の選択を行わなかった場合には、人事委員会は審尋審理を行うものとする。第22条第1項の規定により口頭審理の請求が撤回されたときも、同様とする。

- 2 審尋審理は、審尋及び書面によって行う。この場合において、請求者の申立てがあったときは、人事委員会は、当該請求者に口頭で意見を述べる機会を与えなければならない。

(審尋)

第53条 前条第2項の審尋は、当事者又は関係者に対し、人事委員会が適当と認める方法によって、個別に、口頭で行うものとする。

- 2 審尋においては、次に掲げる審査を行うことができる。

- (1) 当事者の主張を明確にすること。
- (2) 事案の争点を整理すること。
- (3) 必要な証拠調べを行うこと。
- (4) 前条第2項後段の規定に基づき請求者に口頭で意見を述べさせること。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、必要と認める審査を行うこと。

- 3 審尋は、非公開で行う。

- 4 人事委員会は、必要があると認めるときは、当事者を審尋に立ち合わせることができる。
(審尋審理終了の予告)

第54条 人事委員会は、審尋審理を終了させる前に、相当の期間を置いて、当事者に審尋審理の終了予定日を通知するものとする。

(口頭審理に関する規定の準用)

第55条 第24条から第28条まで及び前章第2節（第36条、第43条、第46条、第47条及び第50条第2項を除く。）の規定は、審尋審理について準用する。この場合において、第51条第1項中「考慮し、第24条第1項の規定に基づき通知した場所において証言等又は証拠資料の提出を求めることが適当でないと認めるときは、当事者の意見を聴き」とあるのは「考慮し」と読み替えるものとする。

第7章 調書

(調書)

第56条 人事委員会は、口頭審理、争点整理等手続及び審尋審理（以下「口頭審理等」という。）の都度、その要領を記載した調書を審理補助員に作成させるものとする。当該調書には、当該口頭審理等を行った審理員又は受命審理員及び調書を作成した審理補助員が記名押印するものとする。

- 2 調書には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 事案の表示
- (2) 口頭審理等に出席した当事者及び代理人の氏名

- (3) 口頭審理等の場所及び年月日
- (4) 口頭審理等を公開したこと又は公開しなかったこと。
- (5) 口頭審理等の内容の概要
- (6) 証人等の尋問及び検証を行った場合には、その記録
（調書の閲覧及び謄写）

第57条 当事者は、前条の調書を閲覧し、又は謄写することができる。ただし、人事委員会
がその事務又は調書の保存に支障があると認めるときは、この限りでない。

2 前項の閲覧及び謄写に必要な事項は、人事委員会事務局長が別に定める。

第8章 裁決

（裁決）

第58条 人事委員会は、審査を終了したときは、その結果に基づいて、速やかに裁決を行う
ものとする。

2 裁決書には、次に掲げる事項を記載し、人事委員会の委員が記名押印しなければならない。
い。

- (1) 当事者の氏名
- (2) 主文
- (3) 事実及び争点
- (4) 理由

（指示）

第59条 人事委員会は、審査の結果、必要があると認める場合においては、任命権者に対し、
書面で請求者がその処分によって受けた不当な取扱いを是正するための指示をしなければ
ならない。

（裁決の送達）

第60条 裁決の送達は、裁決書の正本を当事者又は当事者の指定する代理人に送付して行く。

（裁決書の更正）

第61条 人事委員会は、裁決書に誤記その他明白な誤りがある場合は、いつでも、更正する
ことができる。

2 裁決書の更正は、裁決書の原本及び正本に付記してするものとする。ただし、正本に付
記してすることができないときは、更正通知書を当事者に送付してするものとする。

第9章 再審

（再審の請求）

第62条 当事者は、次の各号のいずれかに該当する場合においては、人事委員会に対し、再
審の請求をすることができる。

- (1) 裁決の基礎となった証拠資料が偽造又は変造されたものであることが判明した場合
- (2) 裁決の基礎となった証人の証言、当事者の陳述又は鑑定人の鑑定が虚偽のものである

ことが判明した場合

- (3) 審理の際証拠調べが行われなかった重大な証拠が新たに発見された場合
 - (4) 裁決に影響を及ぼすような事実について、判断の遺漏があった場合
- 2 再審の請求は、裁決の日の翌日から起算して3月以内に行わなければならない。
 - 3 再審の請求は、書面で行わなければならない。
 - 4 前項の書面には、次に掲げる事項を記載し、再審の請求をする者が記名して、正副各1
通を、請求の理由を証明するに足る資料とともに、人事委員会に提出しなければならない。
い。

(1) 再審を請求する者の氏名及び住所

(2) 裁決の内容及び年月日

(3) 再審の請求をする理由

（再審の範囲）

第63条 人事委員会は、再審の請求を受理した場合には、請求の範囲内において再審を行う
ものとする。

（職権による再審）

第64条 人事委員会は、第62条第1項各号に掲げる再審の理由があると認めるときは、職権
により再審を行うことができる。

（審査の結果採るべき措置）

第65条 人事委員会は、審査の結果に基づいて、最初の裁決を正当であると認める場合には、
これを確認し、不当であると認める場合には、最初の裁決を修正し、又はこれに代えて新
たに裁決を行うものとする。

（準用）

第66条 第2章（第3条第1項から第3項を除く。）、第3章、第4章、第6章（第52条第
1項を除く。）、第7章及び第8章の規定は、再審について準用する。この場合において、
第3条第5項中「第2項」とあるのは「第62条第4項」と、同条第6項中「第2項第1
号」とあるのは「第62条第4項第1号」と、第6条第2号中「処分」とあるのは「第62条
第1項各号に掲げる場合」と、「事項について」とあるのは「理由によって」と、第6条
第3号中「法第49条の3」とあるのは「第62条第2項」と読み替えるものとする。

第10章 雑則

（文書の送付）

第67条 文書の送付は、使送、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14
年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信
書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2
項に規定する信書便による送付によって行く。

2 文書の送付は、これを受けるべき者の所在が知れないとき、その他文書を送付すること

第1号様式（規則第3条、第16条関係）

審 査 請 求 書

年 月 日

北海道人事委員会 様

請求者氏名

(代理人氏名 (印))

地方公務員法第49条の2第1項及び不利益処分についての不服申立てに関する規則第3条の規定により、次のとおり審査請求をします。

なお、別紙のとおり処分説明書の写しを添付します。

記

1 請求者

- (1) 氏名
- (2) 生年月日
- (3) 住所
- (4) 文書の送達を受けるべき場所及び郵便番号
- (5) 電話番号及びファクシミリの番号
- (6) 処分を受けた時における職名及び所属

2 処分者の職名及び氏名

3 処分の内容及び処分を受けた年月日

4 処分のあったことを知った年月日

5 口頭審理を請求するか又は審尋審理を請求するかの別

6 口頭審理を請求する場合は、公開又は非公開の別

7 処分説明書の交付を受けた年月日（処分説明書が交付されなかったときは、その経緯）

8 処分に対する不服の理由

9 審査請求の年月日

10 代理人

- (1) 氏名
- (2) 住所
- (3) 職業
- (4) 文書の送達を受けるべき場所及び郵便番号
- (5) 電話番号及びファクシミリの番号

ができないときは、公示の方法によってすることができる。

3 公示の方法による送付は、人事委員会が当該文書を保管し、いつでもその送付を受けるべき者に交付する旨を北海道公報に掲載してするものとする。この場合において、掲載された日から14日を経過したときに当該文書の送付があったものとみなす。

(審査費用)

第68条 審査及び再審の費用は、次に掲げるものを除くほか、それぞれ当事者の負担とする。

- (1) 人事委員会の委員、事務局長及び審理補助員の旅費並びに人事委員会が職権で呼び出した証人及び鑑定人の旅費
- (2) 人事委員会が職権でした証拠調べに関する費用
- (3) 人事委員会が文書の送付に要した費用
- (4) 前各号に掲げるもののほか、審査、裁決及び再審に要した費用で人事委員会が定めるもの

第11章 異議申立て

(異議申立て)

第69条 処分についての法第49条の2第1項の規定による異議申立ての手続は、この規則に定める審査請求の例による。

第12章 補則

(補則)

第70条 この規則に定めるものを除くほか、不服申立てに関し必要な事項は、人事委員会が定める。

附 則

- 1 この規則は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規則の施行の前日から引き続き係属している不服申立てについて、この規則による改正前の不利益処分についての不服申立てに関する規則の規定によってなされた手続は、この規則の相当規定によってなされたものとみなす。

道 人 事 委 員 会 告 示

北海道人事委員会告示第13号

不利益処分についての不服申立てに関する規則（北海道人事委員会規則11 - 17。以下「規則」という。）第70条の規定に基づき、不服申立ての手続に必要な審査請求書その他の書面の様式を次のとおり定め、平成15年10月1日から適用する。

昭和38年北海道人事委員会告示第9号（不利益処分についての不服申立てに関する規則による不服申立ての手続に必要な不服申立書その他の書面の様式の指定）は、廃止する。

平成15年9月30日

- 備考1 この審査請求書は、正副各1通を提出すること。
- 2 この審査請求書には処分説明書の写しを添付すること。
- 3 代理人によって審査請求をする場合は、代理人の資格を証明する書面（委任状等）を添付すること。
- 4 記載事項8「処分に対する不服の理由」は、具体的かつ詳細に記載すること。
なお、長文にわたるときは、別紙に記載して添付すること。
- 5 この記載事項に変更を生じたときは、審査請求書記載事項変更届出書（第2号様式）により、速やかに届け出ること。

第2号様式（規則第3条関係）

審査請求書記載事項変更届出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

請求者氏名
(代理人氏名 印)

年(不)第 号不利益処分に関する審査請求事案について、審査請求書の記載事項に変更を生じましたので、次のとおり届け出ます。

記

備考 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第3号様式（規則第10条関係）

審査請求手続承継届出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

相続人氏名
住 所

年(不)第 号不利益処分に関する審査請求事案の請求者（氏名）が
年 月 日死亡したことにより、請求者の地位を承継しましたので、届け出ます。

- 備考1 相続を証明する書面（戸籍謄本等）を添付すること。
- 2 相続人が代理人を選任する場合は、「代理人選任届出書」（第9号様式）を提出すること。
- 3 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第4号様式（規則第11条関係）

審査請求取下申出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

請求者（又は代理人）氏名

年(不)第 号不利益処分に関する審査請求を取り下げます。

- 備考1 代理人により請求を取り下げる場合は、当該代理人が取下げについての権限の委任を受けている旨を証明する書面（委任状等）を添付すること。
- 2 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第5号様式（規則第12条関係）

処分取消（修正）通知書

年 月 日

北海道人事委員会 様

処分者又は代理人

年(不)第 号不利益処分に関する審査請求事案に係る処分を次のとおり取消し（修正）したので通知します。

記

- 1 処分取消し（修正）年月日
- 2 修正の内容
- 3 取消し（修正）の理由

- 備考1 不要な文字を抹消して使用すること。
- 2 記載事項2の欄の記載については、処分の修正の場合に限り記載すること。
- 3 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第6号様式（規則第12条関係）

審査請求継続（取下）届出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

請求者氏名

年(不)第 号不利益処分に関する審査請求事案に係る処分が 年 月 日に処分者により修正されましたが、なお審査請求を継続します（修正されましたので、取り下げます）。

- 備考1 不要な文字を抹消して使用すること。
2 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第7号様式（規則第13条関係）

取消判決等確定届出書	
年 月 日	
北海道人事委員会 様	
請求者若しくは処分者（又は代理人）氏名	
年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案に係る処分を取り消す 判決（処分の無効を確認する判決）が次のとおり確定したので、届け出ます。	
記	
1 確定判決の事件番号	
2 係属裁判所	
3 判決年月日	
4 判決確定年月日	

- 備考1 不要な文字を抹消して使用すること。
2 判決書の写しを添付すること。

第8号様式（規則第15条関係）

代表者選任（解任）届出書	
年 月 日	
北海道人事委員会 様	
請求者氏名	
請求者氏名	
次の事案について、代表者を選任（解任）しましたので届け出ます。	
記	
1 併合された事案名	
2 代表者氏名	

- 備考1 不要な文字を抹消して使用すること。
2 請求者が多数にわたるときは、うち1名のみを記載し、「ほか 名（別紙のとおり）」として、その他の請求者の氏名を、別紙に記載添付すること。

第9号様式（規則第16条関係）

--

代理人選任届出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

請求者（処分者）氏名

年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案について、次のとおり代理人を選任し、審査に関する一切の権限（審査請求を取り下げる権限を含む。）を委任しましたので届け出ます。

記

- 1 代理人氏名
- 2 住所
- 3 職業
- 4 文書の送達を受けるべき場所及び郵便番号
- 5 電話番号及びファクシミリの番号

- 備考1 不要な文字を抹消して使用すること。
2 委任状の写しを添付すること。
3 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第10号様式（規則第16条関係）

代理人解任届出書	
年 月 日	
北海道人事委員会 様	
請求者（処分者）氏名	
年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案について、次の代理人 を解任しましたので届け出ます。	
記	
代理人氏名	

備考 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第11号様式（規則第16条関係）

代理人届出事項変更届出書	
年 月 日	
北海道人事委員会 様	
請求者若しくは処分者（又は代理人）氏名	

年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案について、 年
 月 日付けで届け出た代理人選任届出書の記載事項に変更を生じましたので、
 次のとおり届け出ます。

記

備考 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第12号様式（規則第16条、第17条関係）

代理人特別委任（撤回）届出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

請求者（処分者）氏名

年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案について、次の代理人
 に対して審査請求を取り下げる権限の委任（委任の撤回）をいたしましたので届け出ます。

記

代理人氏名

- 備考1 不要な文字を抹消して使用すること。
 2 特別の委任の内容を証明する書面（委任状の写し等）を添付すること。
 3 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第13号様式（規則第22条関係）

口頭審理請求（請求撤回）書

年 月 日

北海道人事委員会 様

請求者又は代理人氏名

年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案について、口頭審理
 （公開・非公開）を請求（の請求を撤回）します。

- 備考1 不要な文字を抹消して使用すること。
 2 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第14号様式（規則第25条関係）

口頭審理期日変更申立書

年 月 日

北海道人事委員会 様

申立当事者又は代理人氏名

年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案の口頭審理期日につい
 て、次のとおり変更されるよう申し立てます。

記

- 1 変更を申し立てる口頭審理の期日
- 2 変更申立ての理由
- 3 変更後希望期日

- 備考1 口頭審理の期日の7日前までに人事委員会に提出すること。
 2 記載事項2の欄は具体的に記入し、変更申立ての理由を証明する資料があれば、
 添付すること。
 3 記載事項3の欄は可能な限り複数の希望期日を記載すること。

第15号様式（規則第37条関係）

証拠調申出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

申請当事者又は代理人氏名

年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案について、次のとおり
 証拠調べの申出をします。

記

- 1 証拠の表示
- 2 証拠の所在
- 3 証明すべき事実及び証拠との関係

- 備考1 証拠が多数にわたる場合は、別紙にして記載添付すること。
 2 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第16号様式（規則第40条関係）

証人尋問申出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

申出当事者又は代理人氏名

年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案について、次のとおり証人尋問の申出をします。

記

- 1 証人
 - (1) 氏名
 - (2) 生年月日
 - (3) 住所
 - (4) 職名又は職業
- 2 証言を求めようとする事項
- 3 証明すべき事実及び証言を求めようとする事項との関係
- 4 尋問予定時間
- 5 呼び出しを求めるか否かの別

備考 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第17号様式（規則第40条第2項関係）

証人尋問申出書記載事項変更届出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

申出当事者又は代理人氏名

年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案について、年 月 日付けて申し出た証人尋問申出書の記載事項に変更を生じたので、次のとおり届け出ます。

記

備考 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第18号様式（規則第46条関係）

当事者尋問申出書

年 月 日

北海道人事委員会 様

申出当事者又は代理人氏名

年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案について、次のとおり当事者尋問の申出をします。

記

- 1 当事者の氏名
- 2 尋問しようとする事項
- 3 証明すべき事実及び尋問しようとする事項との関係
- 4 尋問予定時間

備考 事案番号が未定の場合は、空欄のままにしておくこと。

第19号様式（規則第62条関係）

再 審 請 求 書

年 月 日

北海道人事委員会 様

再審請求者又は代理人氏名

年 月 日第 号で送達であった年（不）第 号不利益処分に関する審査請求事案に対する判決について不服なので、不利益処分についての不服申立てに関する規則第62条の規定により、請求の理由を証明する書面を添えて、次のとおり再審を請求します。

記

- 1 再審請求者
 - (1) 氏名
 - (2) 住所
- 2 判決の内容
- 3 判決年月日
- 4 再審の請求をする理由

備考 1 記載事項1の欄の記入について、再審請求者が処分者である場合は、氏名、職名のみ記載すること。

2 代理人によって再審の請求をする場合は、代理人の氏名、住所、職業、文書の送達を受けるべき場所、郵便番号及び電話番号（ファクシミリの番号を含む。）を記載し、代理人の資格を証明する書面（委任状の写し等）を添付すること。

3 記載事項2の欄の記入については、なるべく簡単に記載すること。

道 監 査 委 員 訓 令

北海道監査委員訓令第2号

北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成15年9月30日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

北海道監査委員事務局文書管理規程の一部を改正する訓令

北海道監査委員事務局文書管理規程（昭和43年北海道監査委員訓令第2号）の一部を次のように改正する。

第19条中「知事部局における」を「北海道文書管理規程の一部を改正する訓令（平成15年北海道訓令第24号）附則第4項の規定によりなお従前の例によることとされる」に改める。

別記第5号様式を次のように改める。

別記第5号様式（第12条関係）

報 告 書

分類記号	保存期間

回付番号	報告年月日	取 扱 方 法	文 書 番 号
	・ ・		
報告者			
次のとおり報告する。			
標 題			
情報公開用標題			
趣 旨			
報告先			



（日本工業規格A4）

附 則

- この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- この訓令の施行日前にこの訓令による改正前の北海道監査委員事務局文書管理規程の規定により収受され、又は収受によらず作成された文書の取扱いについては、この訓令による改正後の北海道監査委員事務局文書管理規程の規定にかかわらず、なお従前の例による。

道 監 査 委 員 告 示

北海道監査委員告示第5号

平成10年北海道監査委員告示第1号（北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程）の一部を次のように改正する。

平成15年9月30日

北海道監査委員 石 井 孝 一
北海道監査委員 伊 藤 政 信
北海道監査委員 前 田 榮 一
北海道監査委員 徳 永 光 孝

第1条の次に次の1条を加える。

（電磁的記録の開示の方法）

第1条の2 条例第2条第3項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付
- 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。） 当該電磁的記録を監査委員が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付
- 電磁的記録（監査委員が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をするこ

とができる特性を有するものに限る。) 前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第10条第1項中「公文書を閲覧する」を「公文書(電磁的記録を監査委員が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。)を閲覧し、又は視聴する」に改め、同条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第11条第1項中「写し」の次に「(電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。)」を加える。

別記第1号様式を次のように改める。

別記第1号様式(第3条関係)

公文書開示請求書			
北海道監査委員 様			
太枠の欄を記入してください。			
請求年月日	年 月 日		
住所 (法人その他の団体にあっては、事務所又は事業所の所在地)			
氏名 (法人その他の団体にあっては、名称及び代表者の氏名)			
連絡先	電話番号		
北海道情報公開条例第9条の規定により、次のとおり公文書の開示を請求します。			
1 請求に係る公文書の名称又は内容			
2 開示の区分 (希望する開示方法の番号を印で囲んでください。)	(1) 閲覧又は視聴 ()	(2) 写しの交付 ()	
次の3の欄は、北海道情報公開条例第11条に該当する公文書として開示請求をする場合のみ記入してください。			
3 請求に係る公文書の開示が公益上必要がある理由			
次の4から6までの欄は、記入しないでください。			

4 受付年月日	年 月 日
5 担当課等	監査委員事務局 課 (内線)
6 備考	

注1 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。
2 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあつては、その方法によることもできますので、希望するときは、具体的に2の欄の()内に記入してください。

(日本工業規格A4)

附 則

- この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- この規程の規定による改正後の北海道情報公開条例の施行に関する北海道監査委員規程の規定は、この規程の施行の日以後の公文書の開示の請求について適用する。

北海道監査委員告示第6号

平成6年北海道監査委員告示第2号(北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程)の一部を次のように改正する。

平成15年9月30日

北海道監査委員 石井 孝一
北海道監査委員 伊藤 政信
北海道監査委員 前田 榮一
北海道監査委員 徳永 光孝

第8条の次に次の1条を加える。

(電磁的記録の開示の方法)

第8条の2 条例第21条第1項の実施機関が別に定める方法は、次の各号に掲げる電磁的記録の種別に応じ、当該各号に定める方法とする。

- 録音テープ又は録音ディスク 当該録音テープ若しくは録音ディスクを専用機器により再生したものの視聴又は録音カセットテープに複写したものの交付
- ビデオテープ又はビデオディスク 当該ビデオテープ若しくはビデオディスクを専用機器により再生したものの視聴又はビデオカセットテープに複写したものの交付

(3) 電磁的記録（前2号又は次号に該当するものを除く。）当該電磁的記録を監査委員が保有するプログラム（電子計算機に対する指令であって、一の結果を得ることができるように組み合わされたものをいう。以下同じ。）を使用して用紙に出力したものの閲覧又は写しの交付

(4) 電磁的記録（監査委員が保有するプログラムによりこの号に掲げる再生したものの閲覧若しくは視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付による開示の実施をすることができる特性を有するものに限る。）前号に定める方法又は当該電磁的記録を専用機器により再生したものの閲覧若しくは視聴若しくは電磁的記録媒体等に複写したものの交付

第9条第1項中「文書等、磁気テープ等から現に使用しているプログラムを用いて印字装置により出力した物又は録画テープ若しくは録音テープ（以下「公文書等」という。）を「公文書（電磁的記録を監査委員が保有するプログラムを使用して用紙に出力したものを含む。以下この条において同じ。）」に、「当該公文書等」を「当該公文書」に改め、同条第2項中「公文書等」を「公文書」に改める。

第10条第1項中「公文書等（録画テープ及び録音テープを除く。以下この項において同じ。）の写し」を「公文書の写し（電磁的記録媒体等に複写したものを含む。以下同じ。）」に、「係る公文書等一件」を「係る公文書1件」に、「一部」を「1部」に改める。

別記第2号様式中
「 (1) 閲覧 (2) 写しの交付 (3) 視聴 を
(1) 閲覧又は視聴 ()
(2) 写しの交付 () に改め、同様式末尾欄外」

注の事項に次の2事項を加える。

3 電磁的記録の開示は、録音テープ、録音ディスク、ビデオテープ又はビデオディスクにあっては視聴又は複写したものの交付により行い、その他の電磁的記録にあっては用紙に出力したものの閲覧又は写しを交付することにより行います。

4 その他の電磁的記録のうち専用機器による閲覧や視聴又は電磁的記録媒体等に複写したものの交付の方法による開示の実施をすることができる特性を有するものにあっては、その方法によることもできますので、希望するときは、開示方法を具体的に2の欄の（ ）内に記入してください。

附 則

- 1 この規程は、平成15年10月1日から施行する。
- 2 この規程の規定による改正後の北海道監査委員が保有する個人情報の保護に関する規程

の規定は、この規程の施行の日以後の自己に関する個人情報の開示の請求について適用する。

道 公 安 委 員 会 規 則

北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月30日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

北海道公安委員会規則第7号

北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則の一部を改正する規則

北海道公安委員会の所管に属する出資法人等の情報公開実施規則（平成13年北海道公安委員会規則第16号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「、図画及び写真」を「（図画及び写真並びに電磁的記録を含む。）」に改める。

第4条第1項中「閲覧」の次に「、視聴」を加え、「交付」を「交付等」に、「閲覧等」を「公開」に改め、同条第2項中「文書の閲覧等」を「文書の公開」に、「閲覧等申出」を「公開の申出」に改め、同条第3項中「閲覧等申出」を「公開の申出」に、「文書の閲覧等」を「文書の公開」に改め、同条第4項中「閲覧等申出」を「公開の申出」に改め、同条第5項中「閲覧等申出者」を「公開の申出者」に改め、同条第6項中「閲覧等」を「公開」に改め、同条第7項「閲覧等申出者」を「公開の申出者」に、「文書の閲覧等」を「文書の公開」に改める。

附 則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

公安委員会の文書の管理に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成15年9月30日

北海道公安委員会委員長 佐野文男

北海道公安委員会規則第8号

公安委員会の文書の管理に関する規則の一部を改正する規則

公安委員会の文書の管理に関する規則（平成13年北海道公安委員会規則第15号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（定義）

第2条 この規則において「文書」とは、公安委員会が作成し、又は取得した文書、図画及び写真（これらを撮影したマイクロフィルムを含む。）並びに電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の知覚によっては認識することができない方式で作られた記録をいう。以下同じ。）であって、公安委員会が組織的に用いるものとして、公安委員会が管理しているものをいう。ただし、官報、白書、新聞、雑誌、書籍その他不特定多数の者に販売することを目的として発行されるものを除く。

第8条第1項中「文書を」を「文書（電磁的記録のうち電子的方式で作られた記録（以下「電子情報」という。）を除く。以下この条及び第10条から第16条までにおいて同じ。）を」に改める。

第9条の見出し中「閲覧及び貸出し」を「閲覧等」に改め、同条中「閲覧させ」の次に「視聴させ」を加える。

第11条第2項中「閲覧」の次に「又は視聴」を加える。

第16条の次に次の5条を加える。

（電子情報管理簿）

第16条の2 電子情報を適切に管理するため、公安委員会に電子情報管理簿（別記様式）を備え、文書管理担当者が管理するものとする。

2 電子情報を作成し、又は取得したときは、電子情報管理簿に所定の事項を記載しなければならない。

（電子情報の整理）

第16条の3 文書管理責任者は、電子情報を容易に検索できるように整理しなければならない。

2 前項の規定による整理は、文書分類表の分類項目に準じて行うものとする。

（電子情報の保管）

第16条の4 電子情報は、当該電子情報が記録された電磁的記録媒体の種別に応じた適切な場所で保管しなければならない。この場合において、当該電子情報をその使用に係る電子計算機と分離して保管できるものについては、施設設備のある保管庫等に保管するものとする。

2 前項の規定による電子情報の保管に当たっては、盗難、紛失、滅失、損壊等の防止に留意しなければならない。

3 電子情報は、文書管理責任者の許可なく、庁外に持ち出し、又は部外者に示し、内容を告げ、若しくは複写させてはならない。

（電子情報の保存期間）

第16条の5 電子情報の保存期間は、次の各号に掲げる電子情報の区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。

(1) 法令等の規定により保存期間の定めのある電子情報 当該法令等に定める期間

(2) 前号に掲げる以外の電子情報 公安委員会が必要と認める期間

2 前項第2号に規定する期間は、第12条に規定する保存期間を勘案し、定めるものとする。（電子情報の廃棄）

第16条の6 保存期間を経過した電子情報は、文書管理責任者の確認を受けて、速やかに廃棄するものとする。

2 前項の規定により電子情報を廃棄したときは、電子情報管理簿にその旨を記載し、処理経過を明らかにしておかなければならない。

附則の次に次の様式を加える。

別記様式

電子情報管理簿

整理番号	作成(取得)年月日	件名	記録媒体の種別	保存期間	備考			
				廃棄年月日				
.	.	.	FD 磁気テープ PD その他 MO () CD-ROM HD		分類コード	-	-	-
				.				
.	.	.	FD 磁気テープ PD その他 MO () CD-ROM HD		分類コード	-	-	-
				.				
.	.	.	FD 磁気テープ PD その他 MO () CD-ROM HD		分類コード	-	-	-
				.				
.	.	.	FD 磁気テープ PD その他 MO () CD-ROM HD		分類コード	-	-	-
				.				
.	.	.	FD 磁気テープ PD その他 MO () CD-ROM HD		分類コード	-	-	-
				.				

- 注1 整理番号は、記録媒体ごとに一連番号を記入する。
 2 備考欄の分類コードには、文書分類表の各編さんコードを記入する。
 3 規格は、A列4番横長とする。

附則

この規則は、平成15年10月1日から施行する。

道 警 察 本 部 告 示

北海道警察本部告示第139号

平成13年北海道警察本部告示第123 - 2号（刊行物等による情報提供推進要綱）の一部を次のように改正し、平成15年10月1日から施行する。

平成15年9月30日

北海道警察本部長 芦 刈 勝 治

刊行物等による情報提供推進要綱第4の事項及び第5の1の(1)の事項中「方面本部の総務課長」を「方面本部の警務課長」に改める。

同要綱第5の3の(1)の事項を次のように改める。

(1) 刊行物等の写しの作成は、原則として警察本部総務課警察情報センター又は方面本部の警務課の職員（以下「職員」という。）が乾式複写機により単色刷りで作成するものとするが、刊行物等の原本が多色刷りの場合であって、請求者から申出があり、かつ職員による作成が容易な場合は、多色刷りにより作成することができるものとする。

なお、職員による作成が困難なものについては、他の方法により行うことができるものとする。

同要綱第5の4のアの事項中「15円」を「単色刷りの場合は10円を、多色刷りの場合は70円」に改め、同イの事項を次のように改める。

イ 刊行物等の写しの送付に要する費用の額は、郵送又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者、同条第9項に規定する特定信書便事業者若しくは同法第3条第4号に規定する外国信書便事業者による同法第2条第2項に規定する信書便による送付（以下「郵送等」という。）に要する費用の額とする。

同要綱第5の5の事項（見出しを含む。）中「郵送」を「郵送等」に改める。

別記様式を次のように改める。

別記様式（第4の事項関係）

刊 行 物 等 送 付 書			
	第	号	
	平成	年	月 日
警察本部総務課長 殿			
（課長等名）			
別添の刊行物等を作成（収集）したので、刊行物等による情報提供推進要綱第4の規定により送付します。			
（ 係 ）			

注 規格は、A列4番縦長とする。